

# 別海町議会会議録

第2号 (平成24年9月12日)

## ○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 12番 松原政勝 議員
- ② 1番 木嶋悦寛 議員
- ③ 5番 西原浩 議員
- ④ 3番 森本一夫 議員
- ⑤ 15番 中村忠士 議員
- ⑥ 9番 瀧川榮子 議員

## ○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

- ① 12番 松原政勝 議員
- ② 1番 木嶋悦寛 議員
- ③ 5番 西原浩 議員
- ④ 3番 森本一夫 議員
- ⑤ 15番 中村忠士 議員
- ⑥ 9番 瀧川榮子 議員

## ○出席議員 (17名)

1番 木嶋悦寛	2番 松壽孝雄
3番 森本一夫	4番 今西和雄
5番 西原浩	6番 沓澤昌廣
7番 小林敏之	8番 安部政博
9番 瀧川榮子	10番 山田信義
12番 松原政勝	13番 戸田博義
14番 戸田憲悦	15番 中村忠士
16番 佐藤初雄	副議長 17番 安田輝男
議長 18番 渡邊政吉	

## ○欠席議員 (1名)

11番 丹羽勝夫

○出席説明員

町長	水沼 猛	副町長	磯田 俊夫
教育長	山口 長伸	代表監査委員	鈴木 英世
監査委員	下川原 洋	教育委員長	大塚 保男
総務部長	竹中 仁	福祉部長	佐藤 次春
産業振興部長	有田 博喜	教育部長	大島 登
監査委員事務局長	上月 昭彦	農委事務局長	森本 哲男
病院事務長	真籠 毅	会計管理者	半田 雅代
総務部次長	宮部 正好	福祉部次長	佐藤 英敏
福祉部次長	田保 圭乙	産業振興部次長	竹内 伸康
建設水道部次長	永野 寛昭	教育部次長	藤原 繁光
総務課長	宮部 正好	総合政策課長	浦山 吉人
財政課長	河嶋 田鶴枝	総務課参事	佐藤 則夫
税務課長	宮越 正人	町民課長	半田 三喜男
福祉課長	佐藤 英敏	特養建設準備室長	田保 圭乙
保健課長	佐々木 勉	農政課長	山崎 茂
環境特別推進室長	登藤 和哉	水産みどり課長	小湊 昌博
商工観光課長	大槻 祐二	上下水道課長	永野 寛昭
学務課長	藤原 繁光	学務課参事	中谷 隆弘
生涯学習課長	下地 哲		

○議会事務局出席職員

事務局長 土井 一典 主 幹 山田 一志

○会議録署名議員

10番 山田 信  
13番 戸田 博義  
12番 松原 政勝

---

◎開議宣告

○議長（渡邊政吉君） おはようございます。

若干時間前でございますが、皆さんおそろいでございますので始めたいと思います。

ただいまから、第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は、11番丹羽議員でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において指名いたします。

10番山田議員、12番松原議員、13番戸田博義議員、以上3名を指名いたします。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、12番松原政勝議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○12番（松原政勝君） おはようございます。

通告に従いまして、一般質問を行います。

きょう私の質問は、エゾシカによる森林被害の交通事故対策についてということで質問をさせていただきます。

質問の趣旨でございますが、エゾシカによる森林被害と交通事故について、町の対策を伺います。

まず1点目でございます。

平成8年以降、道東を中心とするエゾシカの増加は、環境破壊、産業被害、交通事故多発と、大きな社会問題になっております。特に、別海町へ移動集中してくる時期は、全道一斉に狩猟が開始される10月ごろです。別海町はラムサール条約の登録地であり、二つの地区の鳥獣保護区が設定されていることから、この保護区に数千頭のエゾシカが移動し、冬期の数カ月間を安住の地としております。そのことによって、保護区内は森林被害を初め、多くの草花の芽が食害を受け、それによって海岸の浸食が激しくなり、海岸破壊にも影響を及ぼしております。

また、連日のようにエゾシカとの交通事故も多発しており、対策が求められております。町は、ふえ続けるエゾシカに対して駆除も含めて、今後、どのような対策を行っていくのか、また、現在までどのような対策を行ってきたかを伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） エゾシカにつきまして、エゾシカの生育分布の拡大によりまして、北海道においては推定64万頭、さらに北海道の東部地域におきましては27万頭、根室管内におきましては2万8,000頭、そのうち別海町内の頭数につきまして

は1万6,000頭くらいと推定されているところでございます。積雪量や気温など気象変動にもよりますが、自然増加率はおおむね20%程度というふうに見込まれておりますので、毎年5,000頭以上捕獲しなければ、その生育数は増加するということとなります。市町村が行う有害駆除と、一般狩猟で捕獲する頭数は約4,000頭余りというふうになっておりますので、今後、広域的かつ効率的なエゾシカ駆除を実施しなければ、減少していかないというふうに考えております。

北海道におきましても鳥獣の保護、及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、エゾシカ保護管理計画というものを策定しております。その中では、計画的な個体数管理の取り組みを進めておりますけれども、急激な生育数の増加に伴い、交通事故による生命の危険、そして農林業被害等が増加傾向にあるのが実情であります。

参考といたしまして、別海町内で平成23年度に警察に届け出のあった交通事故につきましては71件です。さらに、農業被害額につきましては5億4,300万円と報告されております。このことから、町としてエゾシカの有害駆除対策を昨年までは秋駆除として、猟友会別海支部会員の協力を得ながら、銃による一斉駆除を実施してまいりましたが、ことしはエゾシカの出産時期を迎える前の春に駆除期間を設定いたしまして、年間の駆除頭数を昨年の倍の2,000頭というふうにしたところですが、ことし春駆除におきましては、726頭を駆除いたしましたが、9月24日からの秋駆除で残りの頭数を駆除する予定としているところでございます。

しかしながら、野生鳥獣の有害駆除対策を担う猟友会の会員の皆様は、高齢化などの原因から減少傾向にありまして、平成元年で92名、平成22年におきましては68名、さらに23年には71名というふうには減少傾向にあります。さらには、可猟期に国有林や道有林内の鳥獣保護区にシカが逃げ込み、駆除できないなど、なかなか頭数減少の成果が見られない現状にあります。

今後の取り組みといたしましては、従来の駆除対策に加えまして、新規狩猟免許取得希望者そういった方々への支援といたしまして、講習会の実施、そして国有林や道有林内の鳥獣保護区の開放、夜間の捕獲の実現、そういったものなど規制緩和に向けた国・道への要請活動など、全道的な取り組みになるように努めてまいりたいと考えております。

さらにはエゾシカの有効活用の面から、エゾシカの適正な保護管理対策と、生物多様性の保全を図りつつ、各方面からの情報等を活用しながら、有効活用に向けた新たな地域産業の創出などに結びつけていくことができたかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） ただいま別海町の草地の被害なんかも今、報告されましたのですが、さきに新聞で根室市の草地の食害被害が報道されました。約1億7,520万円ということで、別海町は酪農地帯でございますので、先ほど5億数千万円が被害を受けているということでございます。

何といたってもシカというのは足があるわけで、移動性の速いもので、それぞれ道も一生懸命、力を入れているのだらうと思いますが、やはり最終的に住みつくところ、冬期間を中心に住みつくところが道東のほうだと、私はそのように認識しております。特に、別海町は鳥獣保護区が2カ所あるわけで、2カ所のうちの1カ所が風蓮湖周辺と野付半島の周辺でございます。鳥獣保護区内のエゾシカ駆除をしなければ、先ほど部長からも説明あり

ましたように、ほとんどの狩猟が始まると、保護区域内に逃げ込むわけです。ここは既に安住の地になって6カ月間、ここに住みつくわけです。3月雪解けまで、草が青くなるまで安住の地に住んでいるわけでございます。6カ月間ここに住みつくると、草花や森林被害等は多大なもので本当にはかり知れない、今現在見ても、その周辺はほとんど木が立ち枯れになっているというのが現状でございます。

それで保護区内の環境破壊と申しますか、環境破壊地区になるこの現状を踏まえて、町は保護区の駆除実施に向けて取り組む考えはあるか。24年度として、24年度から25年度にまたいで取り組む考えがあるか、お聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 松原議員の御質問にお答えいたします。

現在、別海町に存在します鳥獣保護区は、今、議員言われましたように国指定の鳥獣保護区であり、野付半島と走古丹地区を含む風蓮湖の2カ所が指定されております。

鳥獣保護区内の駆除につきましては、タンチョウの営巣地や貴重な水鳥の飛来地となっていることから、銃器を使用した駆除方法及び時期については条件が厳しく、数年前から環境省とは駆除実施に向け協議を重ねてきたところであり、今月に入りまして、再度、本町における鳥獣保護区内のエゾシカ被害の実情等を説明いたしまして、銃器による駆除方法等を環境省と協議した結果、区域内ではスノーモービルを使用しないということを確認いたしまして、まず一つとして、給餌によるエゾシカのおびき寄せを行うと。次に二つ目、どの時間帯にシカが多く集まるのかをモニタリングする。三つ目としまして、捕獲しきれないことを想定し、一網打尽方式にするのか、また、少数集まったところをすべて捕獲するシャープシューティング方式というものがございしますが、それらどちらをするのか検討していくということにしております。

これらを協議した中で、本年、初めて試みるのですが、一般狩猟につきましては例年10月下旬から1月31日まで行われるのですが、その後になります、日程はまだこれから詰めるのですが、1月から2月下旬まで走古丹の越冬地において、銃器によるエゾシカの駆除を実施する予定にしております。町は、今後とも鳥獣保護区内における駆除の早期実施に向けまして、関係機関と協議の上、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 今、保護区内の駆除について、環境省の同意が得られたというそういう説明でございました。過去、タワー方式とか、囲いわなの方式とかで、何回か保護区内の駆除をしたわけでございます。一時的には成果も上がったこともありますが、鳥獣の関係で中断になっております。

今、方法は私たちはどの方法でやってくれとは言いません。この地区に、これ以上保護区の駆除をしなければ大変なことになりますので、ぜひ今、部長が言われましたように、1月の下旬ですか、それから1月から2月の下旬にかけて実施するというところでございしますので、ぜひこれを実施していただきたいと、そのように思います。

それから、いつもこの実施するとき問題になるのが、銃でとる方法、わなでとる方法あるのですが、最終的にはそれを処分する方法が、いつも問題になるわけです。そこら辺も含めて、町で十分対応していただきたいと。銃でとったけれども、その処理がなかなかできないで、一、二日も現地にシカが投げられるというようなことのないように、ひとつ

お願いしたいと思います。

それから、先ほど言われました環境省さらには振興局、そういういろいろな広域的な会議の中で決定されたと思います。以前、私たちは保護区のエゾシカの駆除については、地域の町内会も含めて会議を開いていろいろな意見を求め、その意見を聞きながら実施し、もちろん駆除の実施に当たった、事業の実施に当たっては地域の町内会の協力が絶対必要不可欠なわけです。ただ、会議で決まったから実施するのではなくて、もちろん銃を使うわけですから、地域には十分、危険もはらむわけです。そういうことも含めて地域の町内会とか、住民の人にもよく会議で周知しなければ、ただ町で会議が決定したから実施するのではなくて、そこら辺も含めて今後広域的な会議を持てるかどうか、ひとつお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 今、松原議員言われました、とるばっかしでなくて、とった後のエゾシカの処分について、それらも含めて検討してほしいということです。その点につきましては、十分気をつけて、処分の方法含めた中で検討していきたいというふうに思います。

もう1点の町内会を含めて検討して周知してほしいということにつきましては、議員おっしゃられるとおり、今後、協議等進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 私、先ほど申し上げましたように、駆除する箇所といいますか、保護区内の場所というのは、ほとんど何回もやっているから決まっているのです。そこには道道が走っていたり、さらには通学路であったり、それから1月から既に漁業は漁が始まって、陸から数百メートル、1キロ以内のところに大きな漁船が出たりということで、非常に陸上もそうですし海上も、今の銃は1キロも2キロも飛ぶようなそういう銃でございまして、もし万が一のことがあったら大変な話になるので、私たちそういう駆除をお願いしても事故対策も含めて、きちっとやっていただかなければと思います。

そういう意味では、地域の先ほどのしつこく2回申し上げるわけでございますけれども、地域の町内会、あるいは漁協、そういうところも含めて、団体も含めて会議を周知徹底して実施していただきたいと、このように思います。その考え方は、今後、会議をするという考え方はございますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 議員言われましたように、町内会、漁協とよく協議していきたいというふうに思っています。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） ぜひそのようにお願いをいたします。

次に、通告の4点目でございますが、特に私は走古丹に住んでいる関係で、この地区のことはよく知っているわけでございますけれども、あそこの道道は475号線といって、本別海と走古丹は8キロにわたって環境省が指定した鳥獣保護区内にあることから、先ほども申し上げましたように10月から3月、雪が解けて内陸の草地が青くなるまでは、ほとんどあそこに数千頭のシカがひしめき合っているわけです。それで、あそこを通る車といますか、秋から特に走古丹漁港ではニシンがとれるのですが、連日のようにシカと衝突する。それが報告された、されないは別にして連日のようにシカと衝突する事故が起き

ているわけです。

大体11月、12月になると、草の色もシカの色も同じということで、かなり皆さん注意をしながら運転しているけれども、やっぱり事故に遭うというのは、本当に現実でございます。それで私たちの地区のほうからも、ぜひ見通しの悪いカーブとか、それからけもの道とって、必ずけものというのは同じところを行ったり来たりするので、そういうけもの道のところには、飛び出し防止策を設置してくれという要請した経緯がございます。

それで百数十メートルの防止さくが、今、1カ所できております。これ非常に効果があるわけです。これを設置してから、そこでぶつかったという事例はないのです。わずか3段のこういう、1メートル30くらいですか、それでも3段のパイプをカーブに設置してもらったら、そこから飛び出すシカはないのです。本当に不思議なくらい、シカも学習能力あるものですから、そういうところからは飛び出すことはできません。でもそれは8キロの間で、百数十メートルしかないわけですから、まだほとんどが、90数%が設置されてないわけです。

例年、要するにぜひ町の予算が許すのだったら、また、町だけでなく道路管理者にもお願いしながら、ひとつ設置を、造成してくれと。また、危険なところには防止さくを設置してくれという要請をお願いしているわけでございますけれども、ここ3年間それがなされなかったということで、たしか3年前に設置されたさくが1カ所あるわけでございます。

私たち地元の人たちがそこを走るのではなくて、道路ですから、いろいろな方が道路を利用されているわけで、ぜひこういう設置さくを設けていただかなければ、また来る秋も恐らく痛ましい事故。人身事故はそれほど、シカがいるからスピードは出しませんが、車の損壊といえますか、車の事故、本当にそれぞれ個人で衝突された方は、大変痛ましい思いしていると、このように思うわけでございます。ぜひその点について設置をする、あそこは道道でございますから、道路管理者・土現のほうに、そういう要請をしているか、これからする予定があるか伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、防止さくの設置についてですが、そのお答えをする前に、シカの駆除の問題につきましては松原議員おっしゃいましたように、環境破壊、産業被害、交通事故等々もはや現状においては我々としては被害を通り越えて災害的な話で問題であると、そういう認識でおります。このことについては、1市4町のそれぞれの皆さんにおいても、そういう認識で対応していかなければならないということについては一致しているのかなと、そのように思っております。

したがって、町におきましては、このエゾシカ対策のあり方、また情報の共有化を図るために、今日まで町・農協・森林組合・猟友会・関係機関で構成をいたします「別海町有害鳥獣対策協議会」、これを昨年の3月に設立をしております、これによって効果的な駆除体制を整備していくことといたしてもおります。

また、根室管内、振興局1市4町及び猟友会でも「根室管内エゾシカ対策協議会」、これを組織をいたしております、今後もそういうことにおいては広域的な視点で、問題解決に当たってまいりたいと考えております。

また、鳥獣保護区内の駆除につきましては、このことにつきましては環境省との協議でありますとか、同意が必要となるわけでありますので、今後も関係機関と情報交換、連携

を図りまして、積極的にエゾシカの駆除の実施に向けて要請をしまいたいと思いますし、北海道の町村会においてもこの問題については、先ほどの認識と同様、非常に重要な課題だと考えておりまして、道また国への要請を今しっかりと重要課題として取り組んでいるところでもございます。

また、今、お尋ねの防止さくの設置についてですが、議員おっしゃるとおり、走古丹地区の交通事故防止対策として、鳥獣保護区内にあります一般道道風蓮湖公園線に、簡易な交通安全施設ではありますが、シカ侵入防止さくを設置をいたしております。今日までも要請はしてきておりますが、今後とも継続して道路管理者に対し、エゾシカ侵入防止さく設置の延長について、しっかり要望をしまいたいと考えております。

この道道につきましては、今後、改良ということが計画もされているところですので、そういうことと相まって、ぜひしっかりと今後とも要請をしていきたい、そのように考えておりますので御理解をいただきたいなと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 松原議員。

○12番（松原政勝君） 町のほうから、これからも道路管理者に対する要請をしていくということでございます。

私は先ほど475号、本別海から走古丹までの道路の話をしたわけでございますけれども、恐らく別海町至るところで国道なり道道なり町道なりで、恐らくそういう危険区域が何カ所もあると思います。この475号線のみならず、これから産業振興部の窓口で、「シカと衝突したよ」、ここが非常に危険区域だよというのは、恐らく各地域であると思いますので、ぜひ調査をしていただいて、カーブとか危険なところには防止さくを設置するよう国なり道なり道路管理者にぜひお願いをして、要請していただきたいと思います。町道は、町の責任で実施することになると思いますので、ぜひそういうことを私からも強くお願いをするわけでございます。

議会の中にも根室管内、釧路管内議連という、林活議連というのがございます。この会議は、主に林業をどうこれから育てていくか、林業をどう利用していくかという話なのですが、実際、会議に出てみると、やはりエゾシカの被害が主な話の議題でございます。それでシカというのは、どこからどう移動するか私もその調査をしたことはございませんけれども、最終的には行き着くところ、安住の地を求めて道東地区に来るのだと思います。

そういう中で、その地区は何か、その地区に来たらその地区の責任みたく思って駆除に当たったり、一生懸命頑張って調整捕獲をしたりするのですが、実際は足があるものから、きょう釧路管内にいてもあしたは根室管内に入るかもしれない、そういう動物なわけですから、これはやはり根室管内に先ほども言われました全道では65万頭とも70万頭とも言われます。根室管内になると、20数万頭になるかわかりませんが、実際のシカの駆除なり調整捕獲というのは道の責任だと思うのです。

林活の会議でもシカの問題になると、地方とか地域の責任みたく言われるけれども、やはり道の責任だと。道がしっかりとこの調整捕獲をしたり、適正な頭数にするべきだと、それを地域に押しつけるのではなくて、道が一生懸命やるべきだと、そして予算も取るべきだと、そういうようなことを強く意見で言われております。

根室管内に入ったり別海町に入ると、その町村は責任を負わなければならないようなことになっているようでございますけれども、そうではなくてやはり道に、もっともこの問題大きな問題になります。先ほど、町長も本当に大変な問題だと認識しておりますか



ら、ひとつぜひ町からも道のほうに、また会議があつたりいろいろな話があるときには、ぜひ道のほうに強く要請をしていただきたい。そして全道のシカが、果たして今65万頭とも70万頭とも言われているけれども、実際はどのくらいが適正の頭数なのか、そこら辺も含めて今後議論していただきたいと思います。

来るものは追うわけにはいきません。やはり3月末まで鳥獣保護区の中にシカがひしめき合っている、特に私の住んでいるところは、地元で森林を抱えていたのですが、その森林を町に譲って町有地になっている、その町有地の森林がほとんど全滅に近い、壊滅状態になっている現状でございます。私は見るに見かねてこの質問したわけでございます。ぜひ重く受けとめていただいて、シカの駆除これからもやっていただきたいと、このように思って私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、松原政勝議員の一般質問を終了いたします。

次に、1番木嶋悦寛議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○1番（木嶋悦寛君） それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、本町における定住促進の取り組みについて質問させていただきます。

今から30年前に約1万9,000人だった人口が、ことし1万6,000人を切ってしまいました。単純に計算して、10年で1,000人ずつ減っていることとなります。今後の人口推移の予測では、さらに減少することが言われています。人口が減るということは、さまざまな弊害を生じさせます。産業の担い手の確保が難しくなる、学校の統廃合が進み、地域から学校が消えてしまう、経済が沈滞化するなど、ほかにも数え上げれば切りがありません。

こうした問題に対処するための施策として、定住促進の取り組みが各地でなされています。北海道のホームページから、道内各地の取り組みの様子が伺えます。根室管内でも中標津町や標津町が力を入れ、取り組んでいるところであります。先日の新聞には、根室でもそういったことを行うということが書いてありました。

さて本町ですが、道の北の大地への移住情報ホームページというところから、そこに登録されている「市町村ワンストップ窓口」という、こういうところがあるのですが、そこをクリックすると、登録している市町村のリンク、ホームページがあらわれます。町のホームページにたどり着くわけですが、何と白紙の状態であります。登録はしているものの、何もしていないように見受けられるのです。町の魅力を発信し、お試し移住から定住へ、もちろんあえて発信しなくても、この地域のよさに気づいて移住される方もいますが、やはりさらに発信することの意義は大きいと思います。

最初の質問になります。移住者に対してだけでなく、現在この地に住んでいる人にとっても、この定住促進に関する取り組みは大切であると考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 木嶋議員の御質問にお答えを申し上げます。

木嶋議員御指摘のとおりであります。道の移住関係ホームページからのリンク先は、白紙の状態でしたが、直ちに修復を行いまして、現在は別海町ホームページ上の移住・定住関連ページにリンクされる状態となっております。御指摘をいただいたことに対しましては、感謝を申し上げます。

さて、定住促進についての取り組みでございますが、平成19年度から北海道が進める「北の大地への移住促進事業」これに登録をいたしまして、また、北海道移住促進協議会に加盟をしまして、情報収集などに取り組んでまいりました。

また、同じく19年度からは、根室管内1市4町で構成をいたします根室地域活性化推進協議会によります「北海道長期滞在プログラム」といたしまして、本町への移住体験ツアーを実施してきたところでもございます。しかしながら、21年度までの取り組みの中で、移住体験ツアーでは2組の参加があったものの、本制度を利用しての移住者は今のところいないというのが状況でございます。

本町の定住・移住に関する取り組みについては、どちらかと言えば、酪農研修牧場を核として全国から農業研修生を募るなど、町の基盤産業である酪農への新規就農者対策、これらを積極的に進めることが中心で、結果的に町外からの移住者人口を増加させている、こういう状況でもございます。

また、これまで各地で展開されております移住・定住促進モデルにつきましては、団塊世代の大量退職、これをターゲット、想定をして計画が組まれてきたように我々として見受けられておりますが、しかし、この対応が一段落をいたしました今日においては、あるいは新規就農対策以外の取り組みを勘案する必要がありますし、想定する対象者に幅を持たせる新たな取り組みを、積極的に検討をする時期にあるということも考えていかなければならない、そのように現在考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、ホームページのほうも修正していただけたようで、非常にありがたいと思っておりますが、ただ、今言われたように、そうした移住を促進ということだけに注目して施策を進めるということは、これは多分少し感覚的に違うのではないかなという気はしているのです。

ですから、何もほかの町に迎合して同じようなことをやっていくということではなくて、別海町は別海町の持っているよさというのを発信していくためのことをやっていく。そのためにはどうしたらいいかということは、やはり先ほどもちょっと言いましたけれども、移住者だけではなくてここに住んでいる人たちが、要するに魅力のある町だと思わなければいけないわけですね。ですから、そういうことを進める必要があるのではないかなというふうに思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まさに今の御意見、私も同感であります。特に住んでみたい、行ってみたい、そういう地域はどういう地域かという、その原点をしっかりと見詰めなければならないと思っております。まさに地域の住民の皆さんみずからが、いわゆる愛着がありますとか、誇りを持って、他の皆さんに自慢したくなるような地域、それが住みたいという思い、思う地域になること、それが住みたい町、訪れたい町の原点であると私ども思っております。したがって、地域住民や事業者の皆さん、また町が一体となった愛着と誇りを持てる町づくり、ふるさとづくり、これに取り組んでいくことが極めて大事だと、そのように思っております。

本町におきましては各種イベント、また今現在、食観光日本一を目指して取り組みなど、住民の皆さんみずからが積極的に取り組んでいただいております。そのことが本町の交流人口の増に結びついております。そしてこのことは、外からの支援が加わることにな

ります。そしてそのことによって迎える側として、より美しく、またおもてなしなどそういうことを整えてお迎えをする、そういう機運が地域に芽生え、高まってくると思います。また、そのことが魅力ある地域にしようという取り組みにもつながるわけでありませう。結果として、そのことは定住・移住の促進にもつながると思いますし、やはり地域の活力の向上でありますとか、地域経済の向上、これにもつながるものと思っておりますので、そういう幅広い視点で、それをもって今後とも先ほどのお答えしたことも含めて今後とも取り組んでいく、そういうことが大事であろうと、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 同じ見解であるというふうに感じましたので、また、今の別海町にはたくさん宝があるというか、いいところがたくさんありますので、そういうものをきちんとつなぎ合わせていくことは大事でないかと思うのですね。

2問目にちょっと具体的なプランがありましたらということであつたのですけれども、多分、それはまだないだろうなというふうに感じますので、ちょっと質問というか、提案も含めた質問という形でさせていただきたいと思うのですけれども、先ほど言いましたように、別海町に本当にたくさん宝があります。例えば、34回目を迎えるパイロットマラソンですとか、先ほど町長も言われましたジャンボホタテ祭りなどの地元産品をテーマにしたイベントですとか、それから酪農・水産を中心とした基幹産業、そして基幹産業を取り巻く商店や企業、そして消費を支え、地域生活を支える住民の皆さん、そして快適な生活を送れるように支えてくれる行政組織と、これがみんながきちんと関連してこの地域というのは成り立っているのですけれども、支え合っているはずなのだけれども、それがいまいちその関係性というか、そういうのが感じられていない、気がついていないということがあるわけです。

以前、6次産業化のことを質問したときにお話させていただいたのですけれども、この産業間、それから経済・住民みんなが連携していくそのために、ぜひ役所にそうした連携・協働を進めるための専門部署をつくってほしい、これは前にも申し上げたはずですよ。そして、その中で全産業がどのように町の中にかかわりを持っているかと、例えば漠然とはわかりますよね。漁業があつたら、それに関連した機械ですとか電気だとか漁具ですとか、そういう物のものというのは商売として成り立っていたりとか、関連があつたりとかということわかります。酪農あれば、ヘルパーさんですとか、あとは機械メーカーですとか、そういうものは実際に関連している、だけれども、それを具体的に数値にできていないと。そうしたことをきちんと積み重ねていって、自分たちの地域がどんな魅力があるのか、どこを伸ばしていったらいいのか、そういうことをやっていく必要もあるわけですね、それはどこの町でもまだやっていないわけです。

ですから、ぜひこの別海町、魅力を発信しするためにそうした裏づけを出していく、つくっていくということ、それが大事になってくるのではないかと思います。ですから、ぜひこの機会に定住促進、そして魅力ある町を発信していくという意味でも、本当のその町の根本的なところをつくっていくべきではないかと。やるべきことは明確になっていると思いますので、その辺を町長の見解を伺いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 1次産業の6次化に向けてこれから進化させていく、いろいろな多様な酪農についても漁業もそうですが、1次産業の多様な今、経営形態も生まれつつあるということでは、当然、6次化への取り組みというものもそういう多様性といいます

か、経営の多様性含めてそのことが、いろいろな業種に波及していく、そして連携をしていく。それによってまたその事業が新たな広がりを見せていく、拡大していく、そういういろいろなことにつながりますので、当然、今おっしゃられたいわゆる異業種間、異なる産業同士の連携というものは、これからの地域経済の我々、特に1次産業が主体の町ですので、そのことが極めて地域経済を全体に交流させていくという大きな一つのキーポイントになるのかなと思っております。

したがって、そういう連携をするためにはどうしたらいいか、そのことについてもどういう町としての対策が、また、それらを支援していく皆さんにどういうふうな支援ができるのか含めて、今後、検討をしてみたいとそのように思っておりますので、ぜひいろいろなアイデアというものも中小企業の皆さん、農業の皆さん、漁業の皆さん、いろいろな食品の皆さんからいただければなど、そういう思いでありますので、今回そういう意味でいろいろな調査も行われる、それが数字でしっかりあらわすことできればこれは一番説明もしやすいし、そしてそれに納得して一緒になって協力してくれる人も出てくるということでございますので、なかなか我々の手では難しいところもありますので、ぜひそういうところがいわゆる京都大学との今、中小企業家同友会の皆さんともいろいろな調査もやっていただいているというところもありますし、それはいろいろな面からそういうことについても、調査についても検討をしてみたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 今、京都大学の話もありましたけれども、本当にこの地域をきちんとつくっていくためには、今言ったことは非常に大切になってくると思います。これは何がなんでもそういう形で進めていただきたいなと思いますが、それまでの間、もし定住促進に関しても町で別な意味で進めていくということであれば、中標津なんかは、伝成館というNPOが定住促進について担って、要するに委託に出しているような状況ですけれども、そういう形で外に出していくことも、やっぱり住民の人たちと協働でやっていくという意味でもそういうやり方もあるのかなと。確かにいろいろな業務ありますから、それを言われたからって、それをすぐやるわけにもいかないと思いますので、そうしたやり方も含めて進めるということも大事なかなと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） どういう形態がいいのか、その辺も含めて定住促進について、いろいろな観点から広報を含めて、これからいろいろなアイデアを創意工夫、これも極めて大事でありますので、そういうところも含めてどういう体制にしていけば効果的に結びつくかを今後、検討させていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思いません。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 子供たちが、ここから巣立っていく、進学とか就職とかで巣立っていくけれども、その後、また帰ってきたくなる町それが基本だと思いますので、最初に戻りますけれども、やはりこの町の住んでいる人たちがこの町を愛して、ずっと住み続けたいという町に思えるようなそういう町を、私たちもちろん一緒になって考えて、協力していきたいと考えますので、どうぞよろしく願います。

では、次の質問に移ります。

地域密着型情報発信基盤整備と防災についてということで質問させていただきます。

第6次総合計画には、町全体の情報化の推進として「コミュニティFM等の地域密着型

情報発信基盤整備を検討します」とあります。さきの東日本大震災では、情報インフラが壊滅的な打撃を受ける中で、コミュニティFM局はいち早く災害放送局として、24時間にわたって地域の情報を発信し続けたことは報告されています。これはその前にありました阪神・淡路大震災のときも同様にありました。

管内では既にFM根室・根室市と、FMはな・中標津町が開局しております。地域防災や災害時における情報発信手段としてのコミュニティFMの役割は大きく、管内の海岸線をつなぐ意味でも、本町にコミュニティFM局を開設する意義は大きいものと考えます。地域密着型情報基盤整備に関して、現在どのような検討がなされているか、防災や災害時対応の観点も加味した中でお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

第6次の別海町総合計画の中で、「町民が手軽に地域の情報を得ることができる地域コミュニティFM、また、ケーブルテレビなどに代表される地域型情報発信基盤の整備を検討します。」と計画をしております。

現在のところ、具体的な整備の検討は進んでおりませんが、これまでの町における地域情報化の推進につきましては、マルチメディア館を中心とした地域ポータルサイトの展開、また、高速無線LAN事業の整備等に取り組んできているところであります。しかし、広大な面積を有します当町では、すべての町民が、いつでも、どこでも、だれもが、情報を平等に享受できるというところまでは至っておらず、その課題を埋める検討を継続して行っているところです。

地域防災を考えましたときに、さきの東日本大震災のような大規模な災害時には、コミュニティFMの果たす役割は大きいものと思われまじし、管内においては根室市と中標津町で、既に開局されております。町といたしましても、地域密着型の発信基盤施設の必要性は重要と認識しておりますが、まず運営のあり方、それから運営に要するコスト、あるいは地域情報化を伝える人材の確保、それから情報通信インフラの整備等々、さまざまな分野からの検討が必要と思われまじしので、今後、多くの方面からの意見を伺いまして、町の防災無線など、ほかの情報伝達手段との兼ね合いも含め、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 実際に災害が起こったときに、例えばインターネットは使えなくなった、電話は通じなくなったという状況の中で、そういう意味でコミュニティFMが果たしてきた役割というのは、非常に大きかったわけですよね。受信機があれば、だれでも聞けるという状況ですし、電源の確保というのは発電機があるわけですから、それも可能でしょう。ただ、やっぱり今言われました防災無線に関しても、これも受信機能問題で多分限界があるのだろうなど、やっぱり一人一人の住民の命をつないでいくために、どうしたらいいかということが大事になってくるのだと思うのです。その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） お答えいたします。

人命を守るという意味では、確かにこのコミュニティFMの必要性というものは有効であり、また整備に値するものだというふうに考えております。

今、このコミュニティFM地域情報基盤の整備について、検討を進めるとなったとき

に、まずは認可の基準といたしまして技術的基準への適合、それから当地域への周波数の割り当ての可否ですとか、いろいろ検討項目がありますけれども、一番大きな問題は、どのような運営方法を、運営母体を確保していくかというところが、一番大きな問題になるのかなというふうに思います。

ちなみに全国の状況でいいますと、今、全国では262のコミュニティFMが開局されております。このうちNPO法人による運営が22局、その他株式会社と法人、第三セクターを含む運営が240局という状況で、北海道では今、21局が開局ということになっておりますが、一般的に言われておりますコミュニティFM局の存続に一番重要なものは、財政的基盤をどう確保していくかということも重要な視点になるかというふうに思います。

先ほど申しましたように、具体的検討が進んでいない中で、今すぐどういうふうに取り組むかということは、ちょっとお答えを申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましてもこれらの課題をまず克服していくこと。それと一番大きなことは、先ほど申しました広大な面積を持ちます別海町、特に海岸線をつなぐ災害情報網の整備というふうになりますと、なかなか海岸地区への電波状態が悪い地域でもございます。技術的にそれらを克服できるかどうかを含めまして、一歩ずつ検討を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 実現については、それは今すぐできるとは思っていませんし、ただ、必要性のあることに対して前向きに検討していく、できるためにはどうしていったらいいかということを考えていくということは、これは大事なことだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

今は、私も所属しております中小企業家同友会ですとか、それから先日発足しました別海町の地域振興財団ですか、こうした協働のまちづくりの機運というのが今高まっている時期ですので、そうしたところを利活用しながらも進めていくなんていうことも考えられるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ実現に向けて取り組んで、これも一緒に取り組んでいきたいなというふうに考えております。

では、次の質問に移ります。

旧光進小中学校の建物及び土地の再利用について伺います。

平成20年3月に閉校し、再利用についてさまざまな検討がなされてきたと思いますが、現在、どのような検討がなされているのかお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 木嶋議員の御質問にお答えいたします。

平成20年3月に閉校となった旧光進小中学校の施設等の利活用については、民活を含めた転用の弾力化を図ることから、町部局及び教育委員会で町のホームページ、文部科学省のホームページ、民間情報誌に掲載するなど、情報提供と活用の公募を行ってきたところであります。

しかしながら、数件の照会にとどまり、具体的な進展はなく、民間での活用は不透明な状況にあります。このような状況から、昨年からは教育委員会内部の利活用検討会議で検討を進め、教育関連施設として利用想定した場合の構想案をまとめたところです。その内容は、将来を担う青少年の健全育成を目的とした宿泊体験施設として利活用を図るものとし、利用内容、改修方法、改修費用及び利活用に向けた課題なども検討したところです。

結果といたしまして、現施設規模が大きいので、必要とされる面積は校舎1階部分と体育館に限られます。また、宿泊施設が伴う施設となることから、消防法及び建築基準法に厳しい規制があり、その改修に要する概算工事費は8,000万円程度と、高額な予算が必要となります。このようなことから、補助制度の活用を含め、今後、町部局と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 確かに、本当に大きい学校ですので、その全部丸ごと利用するというのは大変かなとは思いますが、今、青少年のための宿泊研修施設ということでしたが、根室の別当賀に旧別当賀小学校を改造して、研修施設ができています。夢原館というのですけれども、これは平成15年から現在の施設が運営されておまして、宿泊も可能で、通年営業しております。そうした観点からして、例えばそういう施設を運営するに当たって、通年で営業できる、運営できるような体制はとられるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

別当賀にある夢原館につきましては、私どものほうも施設を視察しております。そういった中で町としても、その夢原館を参考にしながら検討してきた経緯があります。施設としては、ある程度宿泊可能な施設に改修しないとしないということで、宿泊ルーム、あるいはシャワールーム、調理室の整備などをしなければなりません。そういった中で、先ほども申し上げたように、工事費としては8,000万円程度かかります。

運用としましては、施設の利用については、できれば利用者による清掃とかそういった形の中で、自分たちで自主運営をしてもらうというようなことで考えております。利用対象者としては、スポーツ少年団、中学校の部活動、あるいは中学校・高校の吹奏楽だとかそういった方々に使って、夏の間だけですけれども、その期間に、冬期は使わないような形で利用してもらえればよろしいかなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 現在は使っていないわけですから、夏場だけでも使えればいいのかなというそういうような感じではありますけれども、実際には建物というのは使わなければ傷みますし、使ってこそ建物だと思しますので、これはやはり通年で使えるような形、夢原館を参考にされてつくられたというのなら、例えば青少年だけではなく範囲を広げて利用できるようにしたりとか、または実業団の合宿への対応ですとか、そうなってくると今度は競技の部分の施設が必要になってきたりとかして、これこそ多額な予算がかかるような話にはなると思いますが、ただ、中途半端にやるのだったら、とことんやったほうがいいと。それについてはきちんと議論する中で、精査していけばいいわけですが、とにかく中途半端にお金をかけて中途半端な利用をするよりは、きちんと費用なり手間をかけて長く使えるようにするということが、建物のためになるのではないかと。これは町のためにもなるわけですし、住民のためにもなっていくことだと思っております。その辺の見解はどうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） 通年で利用できれば本当はよろしいのですけれども、なかなか宿泊体験施設とした場合に、利用期間が限られるというようなこともあるのかなということで、通年としてはちょっと難しいかなというような判断をしているところです。

議員のほうから、青少年に限らず社会人とかそういった方々もというお話でしたが、そういうことも委員会のほうで考えている次第です。

道内で、過去10年間で廃校となった道内の小中学校の約60%が、生涯学習の関連施設と、あるいは福祉施設として活用されている状況にあります。そういった中で、町の施設として活用していく方法しか今のところないのかなというふうに思っておりますけれども、通年というふうになれば、なかなか難しい状況にあるということでもあります。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほどの定住促進の問題、それからFM放送の問題等も関連してきますけれども、やはりいろいろな人たちの考え方を聞くということ、これを丁寧にやっていく中でプランをつくっていくということが、やっぱりみんなから支持されて、使える施設になっていくと思うのですね。そのためには、そうしたことにたけているひとたちが町内にもいるかもしれませんし、自分たちだけで考えていくということも、これも専門部署として大事かもしれませんけれども、ただ、そういうふうと考えていくと、やはり考え方が狭くなってしまいます。いろいろな力を使うことによって、今は1でしか使えないものが、10にも100にもなっていくということだと思えるのですね。

ですから、そうしたいいわゆる協働ですよ、考え方としては協働の考え方でさまざまな意見を集約しながら、いいものをつくっていくということだと思えるのですね。だから、多分、今のプランではちょっと厳しいのではないかなというふうには考えます。

あと、今、さまざまな廃校を利用した取り組みもなされています。単にそういう社会教育施設だけではなくて、トラフグを養殖してみたりとか、キノコや野菜の栽培をやってみたりとか、そういうこともあります。例えば、そういうことをやることによって、今度は逆に合わせて使ったりとか、そんなことを複合的な使い方というのでも検討されてみてはどうかなというふうには考えます。これについては答弁要りません。

これをもって質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

ここで、10分間休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

午前11時12分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番西原浩議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○5番（西原 浩君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

別海町立小・中学校適正配置計画についてというタイトルで質問いたします。

町は、平成17年11月に、「別海町立小・中学校の適正配置計画」を策定し、平成20年に光進小・中学校を上西春別小学校、上西春別中学校に、そして平成21年には美原小学校、豊原小学校を中春別小学校に統合いたしました。

(1)といたしまして、推進計画では、中長期的には5年ごとの地域の出生数、人口推計などを行い、統合の必要性について検討するとなっております。推進計画を見直すに当たっての基本方針と、今後のタイムスケジュールについてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 平成17年11月に策定いたしました「別海町立小・中学校適



正配置計画」では、御質問のとおり、5年ごとに出生数等人口推計を行い、統合の必要性について検討することになっております。本年11月で、計画策定から7年を経過したわけですが、本年度、検討の作業を行っているところであります。この7年という数字、5年の約束が2年ほど経過したのですけれども、子供の数がさほど減っていなかったことも事実です。

本年度のこれまでの状況であります。本年4月1日現在の児童・生徒数及び出生数から、今後10年間の児童・生徒数の見込数の整理を行いまして、6月29日別海町教育振興審議会に対し、別海町立小・中学校適正配置計画に係る今後の統廃合について諮問し、これまで2回の審議会を開催し、協議を行っていただいております。

また、9月上旬から現行の適正配置計画について、住民の方の意見を伺うためのアンケート調査を実施しております。調査は、適正配置計画において、児童・生徒数などで統廃合の検討対象とする可能性のある5学区、これは別海小中、上風連小中、中西別小中、西春別小中、上春別小中の5学区です。ここで実施しまして、調査の対象者は20歳以上の方、調査期間は9月28日までとしております。このアンケート調査の結果につきましては、教育振興審議会に報告をいたしまして、今後の協議に生かしていただきたいと考えております。

今後の検討作業の予定についてですが、11月中には教育振興審議会から答申を得まして、その後、教育委員会としての今後の進め方について、アンケート調査の結果等も踏まえながら、年内を目途にまとめたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、審議会でも審議してもらって、配置計画の見直し等を検討してもらおうということなのですけれども、その中で基本方針が6項目ほど、大きな方針が6項目ほどありますけれども、その基本方針も含めて見直していくのか。例えば、小学校ですと50人以下、中学校ですと25人以下でというそういう基本方針も含めて見直す予定なのか、推進計画について見直していくのか、その辺の適正計画については見直しというのはどの範囲までを見直すのか、その辺の考え方についてお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

見直しの根本は、基本計画にはありません。けれども、その部分も多分ですけれども、話し合いの中心になるかと思えます。というのは、あれからもう7年たっているわけですから、これが果たしていいのかと、そのときの教育振興審議会の答申は、そうでした。それに基づいて行っております。けれども、やっぱり社会情勢とか、道路状況とか、いろいろな要素がまた複雑に絡み合ってきております。

一番ネックになるのが、多分距離だと思います。今、1時間くらいかかって通学している子供が結構いるのです。そういう実情を考えますと、なかなかあの基本方針どおりにいくとは思っておりません。ですから、もう一度見直すこともあり得るというふうを考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 基本方針から見直すという大変弾力的な考え方で、よろしいのではないかなと思います。経験をもとに意見を述べたいのですけれども、この適正配置計画をもとに美原小学校、豊原小学校が中春別小学校に統合したときの出来事といいますか、ちょっと述べたいと思います。

この統廃合に当たって、美原小学校、豊原小学校、閉校対象になる学校には何回も説明がありました。ただ、統合される学校に対しての説明が少なかった、中春別小学校ですね、母体となる小学校。そこで何が起きたかというと、教室数の不足、図書室の不足、グラウンドの不足、生徒数が50人から100人になることによって、今まで足りていたものが足りなくなるという状況がありました。それに対して、閉校になる学校の子供から父兄、それから地域の人たちは、当然、そういうことはクリアされているものだと思って統合したのですけれども、いざ現実問題として統合して学校に行ってみると、不足しているという状況に直面したわけですね。

そういうことが起きると、教育委員会の説明であった「子供たちの教育環境の向上のための統合という大きな理念」というものが、ちょっと不信感を持ってしまったと、そういう出来事がありました。そういう出来事がありましたので、今、5地域の5学区の統合対象地域にもアンケートを行うということを教育長おっしゃったのですけれども、ぜひ全町的なアンケートを統合に当たっては行ってほしいなど。今の例えば中央中学校でも、規模だとか学校の運営面だとか今の学力だとかいろいろなことに影響がないのか、それから統合され、受け入れるほうですね、受け入れるほうの学校環境に対しては、どのように思っているのかということも含めて行ってほしいと思います。

それから、中春別小学校の統合に当たっての課題だったのではないかなと、グラウンドの広さとか、駐車場ですとか、スクールバスのアクセス方法ですとか、いろいろ現実問題としては、改善しなければならない点が多々あったということがありました。そういうことも含めて、推進計画、今、審議会などで見直す場合には、こういう事象があったということも参考にさせていただきたいと思います。

それでは(2)に移ります。そういうことで統合の最大の目的は、「子供たちにとって望ましい教育環境の一層の充実を目指して」となっております。

それで統合に当たって、小規模校のメリット・デメリットを統合対象の地域に説明してまいりましたが、実際に統合した成果をどのように評価しているのかという点でお聞きいたします。

①として、まずは児童の学習面、②として児童の生活面、③として学校の運営面、この3点について、統合後どのようなことになっているのか、教育委員会としてはどのように押さえているのかという点をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

現在の適正配置計画は、児童・生徒・教師・保護者の結びつきが強く、また、地域とも一体感を持って、きめ細やかな教育が可能であるという小規模校の利点も理解することにあります。しかし、児童・生徒の健やかな成長を促すためには、一定規模以上の学校で教育が行われることが望ましいとの観点から、地域の皆様の御理解を得ながら進めているところであります。

御質問の統合した成果をどのように評価するかということでございますが、多分に抽象的な評価とならざるを得ないということで御理解をいただきたいと存じます。

まず、メリットの面ですが、1番目の児童の学習面では、人数がふえるということは、個性がふえるということでもありますので、互いを意識し、向上心を高めるきっかけにつながります。また、集団活動の多様化が可能となり、例えば小集団での話し合い活動や体育の集団競技などにおいて、取り組みの幅が広がるなどのメリットがあったと考えておりま

す。

2点目の児童の生活面では、少年団活動、部活動など、集団活動の活性化につながったと考えております。また、集団が大きくなることによって、人間関係づくりに変化が得られ、子供の成長によりよい影響を与えるものと判断しております。現に統合した当初、新しい仲間がふえたことで、子供たちの生活態度が活性化したということを校長から聞いております。特に統合、受け入れた側の中春別小学校、上西春別小・中学校のほうが、より新しい友達がふえて、その子供たちが非常に学力が高かったというものがありまして、その子供たちにすごく刺激を受けているという、母体校といたしますか、そういうことが聞いたことがあります。

3点目、学校の運営面ですが、児童・生徒数の増、学級数の増によって教職員定数がふえることになった場合、教職員の負担の軽減はもとより、ティーム・ティーチングなどが可能となり、多様な教育活動の展開を図ることが可能となります。

一方、デメリットの面ですが、児童・生徒の学習面、生活面及び学校運営面すべてにおいて、通学時間の長時間化が上げられるかと考えております。教育委員会では、統合後についても通学時間を1時間以内と限定して、スクールバスを運行しているところです。しかし、長時間のバス移動が少なからず児童・生徒の学習面、生活面に影響するものと受けとめておりまして、今後、通学時間の短縮化について検討していかなければならないものと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、教育長のほうから統合のメリットいろいろ何点か上げられましたけれども、私のほうからは、統合した後の課題というか、問題点について何点か申し上げたいと思います。

今、通学時間がふえているということで、それと同じように送り迎えに対する父兄の負担というのもふえていると、それは一つの課題としてあるかなど。放課後の子供たちをどうするのかというのも、統合して、スクールバスで通わなければならない子供たちにとっては一つの負担なのかなど、負担というか、解決しなければならない課題なのかなどというふうにとらえております。

また、統合に当たって地域でいろいろ協議をして、いろいろなアンケートをとりました。その中で新規就農者の方の意見としては、すごい都会のマンモス校から来て、親と子供と先生の顔がこんなに近い学校というのはすばらしい、非常にすばらしい環境の中で子供たちが学習できてうれしいという意見も出されておりました。そういうアンケートを、いろいろな人たちの声があったということを今後の統合を検討する地域の方々に、ちょっとお知らせしたいなと思います。

以上のようなメリット・デメリット、さまざまな点について、また、今、見直し作業をするということですので、考慮しながら検討をしていただきたいなと思います。

続きまして、(3)といたしまして、適正配置に関連して、当然、財政的な問題というものも絡んでくるということで、これは中春別中学校ですとか、上西春別中学校の建てかえ等も今進んでおりますけれども、学校の耐震整備も重要な課題となっておりますけれども、適正配置と絡めてこの整備の進め方、このことについてのどのような考え方なのかという点をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（大島 登君） お答えいたします。

まず、現在の整備状況ですけれども、小・中学校の校舎屋体合わせて、全体施設は18校60棟です。このうち14校53棟が耐震保有、あるいは耐震改修により耐震性が確保されておりまして、耐震化率は88.3%となっております。残る耐震性を満たしていない学校施設は、小学校1校、中学校3校となっております。その内容ですが、小学校は別海小学校の屋内体育館、中学校は別海中学校の屋内体育館、中春別中学校の校舎及び屋内体育館、そして上西春別中学校の校舎及び屋内体育館となっております。

今後の進め方でございますが、まず、中春別中学校の校舎及び屋内体育館につきましては、改築に向けて本年度実施設計をしているところであります。平成25年度から改築工事を行う予定であります。

次に、上西春別中学校につきましては、本年度、老朽化等を調査する耐力度調査を実施しております。その結果に基づき、改築を検討してまいりたいと考えております。別海小学校、別海中学校の屋内体育館につきましては、学校適正配置の検討結果に基づいて、小学校、中学校供用での改築、あるいは単独での改築等を検討してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 財政が絡むことですので、なかなか急には進まないことだと思うのですけれども、何よりも子供たちの安全確保という観点からもできるだけ早くの整備をお願いして、次の質問に移ります。

2番目といたしまして、別海町酪農のフードチェーン構想の推進についてというタイトルで御質問いたします。

別海町酪農は、全体として近代的な大規模経営を進めつつも酪農経営の方向性は、農業集落や所属農協によっても異なり、多様な酪農経営が実践されています。いわゆるメガファームと言われる大規模な酪農家、また飼養頭数を低く抑さえ、適正規模酪農を進め、非常に高い収益性を実現している酪農家や乳製品加工や肉牛肥育、農家民宿を手がけ、6次産業化と言われる多角化を進め、生乳生産以外からの収入を確保している酪農家、またさらにはコントラクター事業を初め、酪農関連サービス業を展開している酪農家など、多様な酪農経営があらわれています。

ただ、現時点で個別酪農家の創意工夫によって、酪農経営の多様化が進んでいる傾向があります。ですので、次の何項目かについて連携、いろいろなことを含めて町の取り組み、考え方を聞きたいと思います。

(1)といたしまして、消費者と生産者の結びつきの強化や地域と触れ合う交流活動の推進を目的として、グリーン・ツーリズムネットワークが事業を展開しております。本年度は、5月末から3回にわたって134名の修学旅行生が、21戸の受け入れ農家で農作業体験を行いました。今後の展開として、受け入れ先を酪農家だけに限定せずに宿泊施設との連携や、これを軸にしたオプション企画の開発などを検討してはどうかという提案でございます。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 御質問にお答えいたします。

現在、西原議員の言われますとおり、別海町グリーン・ツーリズムネットワークが、教育旅行を受け入れていることは承知しているところでございます。

別海町といたしましてもことし6月29日に、根室振興局と管内の1市4町、全日空、旅行会社4社と、「地方空港を活用した教育旅行誘致の連携と協力に関する協定書」とい

うものを結びまして、これにあわせて根室管内教育旅行誘致推進協議会というものが設立されております。これは平成26年度からの誘致に向けて、活動を開始しているところでございます。

この中には、体験型観光もメニューの中に入っており、農家民泊や酪農体験は欠かせないものとなっています。旅館等に宿泊しての酪農体験メニューの確立など、宿泊施設との連携やオプション企画の開発は、教育旅行の受け入れ態勢の強化のためにも必要となりますので、1市4町で協議しまして、当町といたしましてもさまざまな企画を検討していく中で、今後、別海町グリーン・ツーリズムネットワーク、そういったところとも協議を重ねながら検討していきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 今、新しい取り組みを協議している最中という、部長のほうから、教育旅行を誘致推進事業ということなのですが、今、グリーン・ツーリズムネットワークが修学旅行生を受け入れているということで、私のところも受け入れました。ただ、なかなか難しいのが宿泊のプロではないし、酪農の片手間に受け入れるということの大変さというのはあるんですね。受け入れる態勢が整っている、例えば押田さんだとか、奥山さんだとか、いわゆる整っている人というのは町内に数戸しかない。

ただ、やっぱり修学旅行生ですから、30人だとか50人だとかという単位で来るので、協力してくださいということで、民泊というレベルまでいっていない人も協力している人が実情としてあると。受け入れた高校生に聞いてみたら、体験するのもいいのだけれども、ゆっくりしたいというのも本音としてあると。旅行者、いろいろ大人の考えとしては、せっかく北海道に来たのだから、あれもこれもと入れてあげようと思うのだけれども、入ってきた子供たちに聞くと、北海道に来たのだけれども、あっちへ行ったりこっちへ行ったり、野付半島から別海の乳業公社の前に集合して、また農家に連れられてということで、高校生なのだけれども、ゆっくり落ちつきたいというのが実情としてあったんですね。

今回受け入れた先が日々輝学園といって、不登校だった子たちとか、ちょっと精神的に弱い子たちを受け入れた修学旅行生の体験だったので、特にそういうナイーブな子供たちなのかなという面はありました。そういう課題があるということのを少し考えて、また誘致推進事業これに取り組んでほしいなと思います。

それでグリーン・ツーリズムネットワークの組織自体が農家だけではなくて、先ほど言いましたように宿泊業者も入っていただいて、いろいろな宿泊のプロの方は宿泊をしてもらって、あいた時間で観光するだとか、体験するだとかというメニューを農家民泊と一緒にやってほしいなというふうに思います。

例えば、長沼町のグリーン・ツーリズム先進地、議会も視察へ行ってきたのですが、長沼町の場合は畑作物ということで、農作業の体験するメニューというものが比較的作りやすいのかなと。ただ、長沼町の場合もやっぱり確立させるまでには、大分、試行錯誤しながら今に至っていると。いきなりうまくいったわけではないよというのは、見に行ったときに実感いたしましたし、そこでやられた方も、最初は農家の人はなかなか参加しなかったというのが実情だそうです。ですので、旅行代理店といろいろ協議される中で、現実問題としてもこういう課題もあるということも考慮していただきたいなと思います。

それでは(2)といたしまして、本年、中小企業家同友会が中心となり、北海学園の大貝

ゼミの学生を別海町に招き、合宿を行いました。今後、他の大学のゼミとの合同合宿の構想もあるようですが、学校、大学、教育機関とのまたグリーン・ツーリズムネットワークとの連携を検討、こういう観点からの連携を検討したらいかがですかという質問ですけれども、これもよろしく願いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 御質問にお答えいたします。

今、質問のありましたように、北海学園の大貝ゼミにつきましては、平成23年度に実施した「中小企業振興及び地域内再投資力強化に係る調査」というその中で、内容の分析を委託いたしました相手が、京都大学の岡田教授ということで、その中に大貝准教授がいらっしやっただのがきっかけというふう聞いております。

当然、今後は教育力をスポーツ合宿に限らず、大学等のゼミ合宿についても機会をとらえまして誘致してまいります。体験型学習も含めたゼミの合宿等がある場合には、グリーン・ツーリズムそういったところとも協力して、参加していきたいというふうに思います。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 北海学園の大貝教授とも交信させていただきまして、その中で話したのは、大学のほうもそういう研究テーマなり、地域活動しているところということを探していると、そういう話もありました。ですので、どんどんいろいろな団体と連携しながら情報発信、こういう活動をしているというのをPRしていただきたいなと思います。

それでは(3)といたしまして、また関連いたしますけれども、京都大学の岡田教授が、「別海町の中小企業振興及び地域内再投資力強化」に関する調査報告書をまとめました。その中で、このタイトルにもあります酪農のフードチェーン（食料の1次生産から最終消費までのフロー、食品やその材料の生産から加工・流通までの一連の段階及び活動）を拡張させていくのが重要ではないかと。そして拡張させていくために、別海町酪農全体として生乳生産に新たな事業を付加する6次産業化の試みを追及する必要があると提言しています。

そして基幹産業である酪農を軸に多様な派生産業が生まれ、事業者間のネットワークが形成されながら、地域経済の振興が図られると提言されておりますが、この提言に対する町としての所見をお伺いいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 西原議員の御質問にお答えをいたします。

まず西原議員言われましたように、岡田教授の調査報告書におきましては、生乳生産に新たな事業を付加する6次産業化の試み、これを追及する必要があると提言をされております。しかしながら現状におきましては、本町で生産されます生乳のほぼ全量がホクレンに販売をされておまして、また、資材などの購入についてもJA系統から購入されている。そういう中で安定した酪農経営が営まれている、こういう現状でございます。

生乳生産以外の事業展開による酪農のフードチェーンを拡張させるためには、個別経営者の多様な経営方針による事業展開が重要であると考えておりますが、私も岡田先生の報告のとおり、従来は第1次産業として生乳生産に特化していた酪農、これを軸に乳製品の加工であります2次産業、さらには農家民宿でありますとか、酪農体験等の3次産業が派生的に生まれ、また、それらの受注が行われますが、受注が町内で循環されればいわゆる

商工業者との取引、また、農業と商工業の連携これらも拡大をいたしますし、これらについては地域経済の向上にもつながると私も思っておりますので、今後とも国及び道等の政策も注視をしながら、酪農専業地帯である別海町としても、フードチェーンの拡大に向けまして、それぞれ柔軟な対応をしてみたいと、このように考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） まだまだ、今、模索していかなければならない段階なのでけれども、この地帯は何かと言えば牛乳、牛乳を軸にいろいろな事業を展開している。参考に申し上げますと、十勝が「フードバレーとかち」という構想を出しまして、食による食材の集積で、それからいろいろな事業を展開するという取り組みを行っております。別海の場合も、いかに牛乳を軸にしたものを売り込んでいくかというのが大切で、あとは情報発信をどうやってやっていくかというのも一つの方法だと思っておりますよ。今、せっかくフードチェーン構想ですとか、十勝のほうもフードバレー構想、いろいろなアイデアが出ているので、そういう他地域との連携もとりながら進めていってほしいなど。

もう一つ参考に申しますと、厚岸のカキの道の駅のコンキリエというところも非常に今は注目されていて、この間、そこの支配人と話したのですけれども、じゃらん勝手にランキングされて、それがたまたま全道だったか全国だか2年連続飲食の部分でトップ、そういう口コミとか情報誌によって、厚岸のカキの売り上げが数十倍になっているという話もあります。当地域、別海ジャンボホタテバーガーですとか、いろいろな取り組みでグルメの特産品を開発しようとみんな頑張っているのです、頑張っている人たちの町も応援して、それをどんどん売り出すと。それをもっとうまいネーミングといいますか、つけていけばいいのではないかなというふうに思っております。売り出すための軸になる一つの物として、べっかい乳業興社があるのかなというふうに思っております。

(4)に移ります。

報告書によりますと、域内生産、域内加工、域内消費を実現させている、そして経営ホールディングスを目指しているべっかい乳業興社と別海町酪農研修牧場は、別海町酪農における地産地消のモデル、さらには6次産業化によるフードチェーンの伸長・拡大のモデルとして位置づけられていると報告されております。そういう非常に素晴らしい施設、会社を事業展開していくための課題と今後の方向性について、見解をお聞かせいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

それぞれ平成23年度の実績でございますが、別海町酪農研修牧場で生産された生乳のうち約94%、1,631トンになりますが、べっかい乳業興社で製品化をされまして、学校給食や小売店などを通して地域住民の皆さんに消費をされ、域内生産、域内加工、域内消費が実現されていることは、それぞれ皆さん御存じのとおりでございます。

このような状況の中で、今後、さらなる消費における事業展開についてでございますが、まず原料乳の確保が極めて大事であります。それに加え安定消費を支える取扱店との連携、これも必要不可欠であると考えております。これらのことから、今後、販路拡大や「べっかい」ブランドのさらなる周知活動でありますとか、高付加価値に向けた取り組みを進めることで、新たな事業展開へつながるものと考えております。

いずれにいたしましてもいろいろな農業、JA含めて、また、それぞれ取扱店連携それらのことも十分連携も必要でございますので、また、協力も必要でありますので、そのこ

とにつきましても今後も努力をしていかなければならない、そのようにも考えております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） さまざまなところと連携していく、販売網含めて広く連携していくということなのですけれども、その中でコープさっぽろの牛乳ですとか、いろいろ広く行っているのですけれども、ぜひ町内で食べれる場といただけますか、ふやすように働きかけてほしいなと思います。

今、6次産業化ということで、酪農家が1次産業を生産する、そして2次産業で乳業興社が生産する、そして3次産業で町内の飲食店さんが販売する、そして別海町の人たちがそれを食すると。そして別海に来たら、あれを食べなければというようなメニューというものを開発してもらいたいなど。それで6次産業の一つ成り立つ、今、いろいろ量をさばくためには外部、札幌圏ですとか東京圏ですとか、大消費地に売らなければならないというのも一つの方法だと思うのですけれども、それも含めて、そのほかにも町内の飲食店さんと協力して、もうちょっと別海というものを全面に売り出したメニューといただけますか、例えば、意外に別海町酒場というやつも東京の神田とかに行ったら、別海を全面に出したメニューというのがいろいろ出されているのだけれども、意外に町内には別海を全面に売り出したメニューというのが少ないのかなという印象もあります。ですので、べつかい乳業興社というすばらしい会社があるのですから、これを軸にそういうメニューづくり、そういうものを開発してもらいたいなというふうに思っております。

一つの参考として、これもこの間白糖の取り組みとして、白糖のチーズの酪恵舎というのが、盛んに今取り上げられております。白糖の生産、そして白糖の酪恵舎としてレストラン、それからそのチーズを焼くオーブンを地元の会社がつくったりだとかという非常に関連した、まだ小さな取り組みですけれども、そういう連携がとれた活動をしていると、それは非常に参考になる取り組みだなと思います。そういう活動を積み重ねることによって、どんどん別海町に来る人もふえてくるのではないかと。先ほどの木嶋議員の質問に関連しますけれども、別海町に入り込む人もふえてくる、そういういろいろな取り組みがいろいろなことに波及してくるのではないかと思います。

そういうふうに思っているのですけれども、今の提案に対しての町長の答弁といただけますか、考え方をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えになるかどうかわかりませんが、いわゆる別海町の酪農製品でありますとか、水産製品も含めてそうではありますが、町内においてもいろいろそういうものを全国の皆さんに発信できる、また町内の皆さんもそこに行けば別海町の物が全部わかる、手に入る、そういうことについては今のところないわけでありますね。そういうところを今後どうしていくかについて、ただいま検討はしておりませんが、いわゆる6次産業化を取り入れていく農家の皆さん、また、漁業者の皆さんもおられるかもしれませんし、皆さんのそういうものを推進していくということからも、そういう場がある意味では必要だということも我々も理解はできますので、いずれ今後、そういうことも検討課題として考えていきたいと思っております。

それから、いろいろなメニューであります、今、それぞれ町内の飲食業の皆さん初め、それぞれいろいろなアイデアを出しながら開発に当たっていただいておりますが、もちろん乳業興社についてもいろいろ新製品もそれぞれ開発にも力を入れておりますが、い



ずれにいたしましても今後それらも重要なこととなってまいります。

そういうことも我々が、どういう形で支援していくかについても検討してまいりたいと思いますし、いずれにしても今、民間の方がみずから進んでいろいろなものを毎年のようにどんどん開発していただいておりますので、それらをどうやって発信をしていくか、支援していくのか、その辺について町としてやるべきところも多々ありますので、その辺は今後ともしっかり考えていきたいと思ひますし、先ほども言いましたようないわゆる全体の町の食観光日本一を目指しているわけですから、そういう観点から町としてどういうことが今後できるのか、しなければならないのか、いろいろな皆さんと協議をしながら、これからも十分考えていきたい、そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 西原議員。

○5番（西原 浩君） 札幌に住んでいる方、またそれから本州に住んでいる方というのは、「どこから来たのですか」と言って、「別海町から来ました」と言ったら、「どこですか」と言われるのが大概なのですよね。そういうようにまだまだ、我々はすごく別海町は広いし、牛もいっぱいいるしということでセールスポイントはいっぱいあると思ひているのですけれども、全国的に見ると、まだまだ知名度的にはそんなに高くないというのは現実としてあります。

そういった中で、今、観光のキーワードということで食べ物、景観、温泉と体験という四つのキーワードがあるということもこの間お聞きいたしました。本日、いろいろ何点か提案も含めて質問させていただきました。きょうの質問が今後の酪農発展と、それから別海町の発展に少しでも貢献できればいいなと思ひて本日質問させていただきました。時間もそろそろお昼の時間になりましたので、これで私の質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、西原浩議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時00分 休憩

---

午後 0時55分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、次に、3番森本一夫議員、質問者席にお着きを願ひます。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○3番（森本一夫君） それでは、通告により質問させていただきます。

まず初めに、さきに開催されました全員協議会でかなり質問・質疑されました。重複することもあると思ひますが、町民に現状を知っていただきたいという思ひから、あえて質問させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは初めに、旧交流センター（郊楽苑）の今後の取り組みについて質問いたします。

町長は、民でできるもの民への考えから、旧交流センターの運営を賃貸という形で民へ移行しました。しかしながら、昨年から多額の修繕費用が必要とのことから、町民は町がどのように対処するのか、関心を持って見守っていました。しかし、十分な情報が伝わってこないため、誤解を招いていると思ひます。

私は、別海町における旧交流センターの持つ意義は、大変重要と考えております。特に、別海市街地には公衆浴場がありません。福祉の面でも高齢者の方が、町から配付され

る福祉入浴券により、温泉を利用することが楽しみということも聞いておりますし、観光客、キャンプ場の利用者、スポーツ選手の方々、大変多くの方が利用しております。前回、旧交流センターが休業するというときには、継続してほしい旨の署名が集められて届けられております。そこでお伺いします。

先般、別海まちづくり懇談会において、契約の内容について説明があり、町が負担すべき費用を借り主側が支払っていたため、負担した費用を町が支出するということですが、なぜそのようになったのか、どのような形で対応するのか、その経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 森本議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

まず郊楽苑につきまして、それぞれ御理解をいただいていることに厚く御礼を申し上げたいと思います。

このことにつきましては、まちづくり懇談会、全町3カ所で行わせていただきましたが、そこでも説明をさせていただきました。そしてさまざまな御意見もいただきました。この郊楽苑につきましては、平成21年度に当時多額の費用がかかっていた旧交流センターであります。これを民間の活力により経営していただくことを考えまして、行政財産であった施設を普通財産として売却の募集をいたしました。このことにつきましては契約に至らず、やむなく賃貸借による公募を行いまして、その結果、現在の株式会社郊楽苑との賃貸契約を結ぶに至っております。

この契約であります。この契約内容が民法上からも、また社会通念上も一部不備があることが指摘されました。契約直後から、本来、町が費用負担をしなければならないものを株式会社郊楽苑に負担をさせていましたので、これらのことを町が負担すべきだった費用を今回町が負担するとともに、契約書についても法的にも社会通念上からも妥当な契約に変更するものでございます。

そして、この前提といたしましてもいわゆる郊楽苑を町民の皆さんにとって、この郊楽苑は必要であるということだと我々も思っておりますし、町民の皆さんもそういうことを考えていただいているものと思っております。したがって、今回のかかわる予算措置にいたしましても、定例会の補正予算の中で提出をさせていただいているところであります。このことについても今定例会において、ぜひ決めていただくというぎりぎりの線での提案でございますので、よろしく御理解をいただければなと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 今回、議案として補正予算の中に提案されていますけれども、金額等、それから積算の中身というか、どの程度までが補正の中に入っているのか、ちょっとそこら辺をお聞かせ願います。

○議長（渡邊政吉君） 質問の趣旨、要旨わかりました。

森本議員、済みません。私もちょっと聞き漏らした、もう1回言ってください。

森本議員。

○3番（森本一夫君） 今回、補正で出ていますけれども、その金額が出てきた根拠をお示し願いたい。

○議長（渡邊政吉君） 補正に出てきた金額の根拠ですか。

○3番（森本一夫君） 根拠というか、金額と、その額がどういうふうに出てきたのかを教えてくださいということなんです。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） それでは御質問にお答えいたします。

まず、今回、郊楽苑に町が負担すべきものとして予算計上させていただいている中には、三つほどございます。その中には、過去の改修等の経費といたしまして、2,378万6,000円、それと過去の法定点検等の費用が883万6,000円、それと源泉及び給水にかかわる過去の本年9月までの電気料が620万円、これら合わせまして3,882万2,000円、これが郊楽苑に対して町が負担すべきものとして、今回予算計上している中身でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） これについてももう少しお聞かせください。これだけの額が、一民間企業に負担させていたということは、かなり民間の企業についても大変だったという思いがいたします。ですから、私は、今回の補正についても支払うべきものは支払うという形で、再度、正当な契約で続けていくべきだというふうな思いがします。回答は要りません。

次、(2)の質問をさせていただきます。

配管設備は、温泉という性質上、腐食や詰まりが早く発生します。また、老朽化による修繕が必要になってきます。このことから、今後、旧交流センターを続けるためにも、修繕に係る改修計画を町民に示す必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 御質問にお答えいたします。

森本議員おっしゃられますように、将来の修繕等の費用については、議員、町民の皆様に対しまして、説明責任があるというふうに思っているところでございます。そのために、本定例会におきまして、旧交流センターの保全計画のための調査設計費といたしまして、335万4,000円を計上したところでございます。

これにつきましては、現在、21年を経過している施設を今後どのような計画で保全していくのか、そのためにはどれくらいの費用が必要なのかを、町が発注して調査を実施するものでございます。調査結果につきましては、町民、議員の皆様には報告し、今後、検討していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ぜひそういう情報を早く発信して、疑問の持たれない、誤解の招かないような形でやっていただきたいということを思います。

次に、(3)の旧交流センターへの民への移行から3年が経過しました。移行による成果、例えば三セクで運営したときに支出した郊楽苑の費用と、今、民間移行後の費用との比較など多分なされていると思いますので、町民が一番気にしていることだと思っておりますので、お知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

旧交流センターは御存じのとおり、平成3年度から平成20年度まで、第三セクターにより運営してきておりました。その間、少ない年度で1,300万円、多いときでは9,000万円、合計いたしますと18年間で総額9億9,038万円ということで、年平均にいたしますと、約5,500万円を町から助成金として出しておりました。その他、町が

発注した大きな修繕、補修工事代というのは別に約4,600万円ほどございます。これらすべてを合計いたしますと、18年間で総額10億3,685万6,000円、これらを年平均にいたしますと、約5,760万3,000円となります。

次に、平成21年度から、株式会社郊楽苑と賃貸借契約を結びまして、営業しておりますが、平成21年度から現時点までに町が支出したすべての修繕費用等は、まきボイラーに対する補助金1,870万円、これを含めまして約6,189万2,000円で、3年間の平均といたしましては約2,063万1,000円が、旧交流センターにかかった費用ということになっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） こういう結果が出ているのですから、やっぱり早くに町民にこういう成果というものを情報として発信して、今後もこういう誤解招くことのないように、このような状況で早くにお知らせ願いたいというふうに思います。

次に、(4)郊楽苑は、私も月に10回程度利用しております。集客のために環境整備は特に目を引きます。時期に合わせた草花、大変気持ちが安らぎます。また、B1グランプリだとか、町のイベントには積極的に参加して、そのほかにもランチバイキングの実施とか、ことは行いませんでしたが、郊楽苑祭りなどいろいろなイベントを考えて、一生懸命取り組んでいると思います。このことから町の顔とも言える交流センターの役割を考えたとき、貸しっぱなしではなくて、積極的に相互協力して、町民や観光客が満足して利用できる施設にすべきと思いますが、町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 森本議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、現在、株式会社郊楽苑におきましては、地域の活性化のためのさまざまな活動をされているところでもあるということ承知をいたしております。

本年の2月には、北海道経済連合会や北海道が事務局を務める「食クラスター連携協議会」、これらの主催をした道産の農水産加工品の販路拡大を目指した「食クラ・フェスタ」という商談会にも参加をしております。

また、5月には、根室振興局が主催の根室管内の食材を首都圏などの料理人やバイヤーに売り込む「根室食材のPR事業」を株式会社郊楽苑において開催をし、道産食品の販路拡大にも積極的に取り組んでおります。一方、町内におきましては、各種イベントにも参加・協力していただいておりますし、今後とも株式会社郊楽苑とは、積極的に相互協力をしていきたいと考えております。

ただし、町民や観光客が満足して利用できる施設とするためには、一民間企業が運営しているということでもありますので、ほかの民間同業種の方々との整合性も図らなければなりません。また、町民の理解を得ながら、協力できるところはこれからもぜひ協力をしていきたい、そのように考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 今まで質問しましたけれども、こういう問題が起きて町民不安とか、誤解を招くようなことのないように十分気をつけて、旧交流センターをしっかりとしたものにしてほしいと希望いたしまして、この質問終わります。

2問目です。国からの漁具等がれきの受け入れ要請について。

国からの震災にかかわる漁具、漁網の受け入れ要請について伺います。(1)として、東

日本大震災で発生したがれきのうち、不燃物の一種である漁具・漁網の受け入れに向けた動きが道内で本格化しています。道は8月17日までに、不燃物の受け入れに前向きな市町村を訪れ、国から道に要請があったことの説明をしたと報道がありました。道から、本町へ正式に受け入れ要請があったのか伺います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

環境省は、災害廃棄物の処理工程表を作成いたしまして、その中で岩手県の可燃物・木くずについては、目標期間内での処理が実現できるとの見込みから、道内での新たな受け入れ先の調整は行わないということをも8月7日付で、北海道知事に通知しております。

また、同時に岩手県の漁具・漁網等については、全体の処理の見通しが立たないということから、受け入れ先があれば特段の協力を願いたいと、要請しております。

これを受け、道が8月9日付で各自治体に対し、引き続き受け入れを検討していただける市町村等と協議を進めたいとの考え方を伝えてきております。このことから、町といたしましては、通知内容から見て正式な協力要請であるというふうにと受けておられるところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 具体的な要請があったとした場合、町は要請に対してどのような協議を進めているのか伺います。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 協力要請があったとはいうものの、災害廃棄物の広域処理の方法は、埋立処分を前提としているということでありまして、漁具・漁網の形状・材質・混入物等の状況などについて、現在のところ道から明確なものが示されておりませんので、不明な点も多く、対応に苦慮しているところでございます。

また、埋立処分には付着した塩分を除去するなどの処理方法や、災害廃棄物の一時保管などの対策も明確になっておりません。

さらに、たとえ焼却処分はないといたしましても放射能汚染問題も含め、町民健康被害への不安や基幹産業等に影響を及ぼすような風評被害は、絶対に出さないことの確証が得られなければならないというふうと考えております。

また、町民の理解を得ることができなければ、受け入れは困難であると考えておりますので、漁具・漁網の形状や材質、混入物等の状況について現在調査を進めていますが、今後も関係機関等と慎重に協議を重ねていくこととしております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ちょっと回答ありましたけれども、次、(3)環境省は8月7日、岩手県のがれきについて、漁具・漁網8万トンを含む32万トンの県外処理が必要とする処理工程表を公表しました。このことについて、町長は、どのように考えていますか、所見をお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

既に、東日本大震災発生からきのうで1年半が経過いたしました。被災地での災害廃棄物の広域処理も徐々に進んでいるものの、全体の処理といたしましては期間を要するものと承知しているところでございます。

岩手県における広域処理を必要とする量、ただいま議員おっしゃいましたとおり、32

万トンということですが、そのうち可燃物・木くずの約24万トンにつきましては、受け入れを具体的に調整中であるとのことから、目標としております平成25年度末までには処理が完了すると、そういう見込みというふうに認識をしております。

しかしながら、残りの漁具・漁網の8万トンにつきましては、新たな受け入れ先も含め今後調整が必要とされていることから、受け入れについて現在、北海道が道内の自治体と協議を進めているものと理解をしているところでございます。

町といたしましては、先ほども申し上げましたが、町民の方々の御理解を得られなければ受け入れは困難であると考えておりますので、今後、道からの新たな動きについての情報収集に努めながら、慎重に検討をしていくことが必要だというふうに考えているところでございます。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） (4)現在、4町の一般廃棄物処理場の破砕機の処理能力では、大きさが20センチぐらいのものしか破砕できません。今後、仮に4町で震災等が発生し、多量のがれきが出た場合、現在の破砕機では処理が不可能であると調査結果が出ています。町長は、4町の連合長でもあります。別海町長として、破砕施設を改良する考えはありませんか、お伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、根室北部広域ごみ処理施設に関しましては、中間処理施設として位置づけられておりますし、4町の可燃ごみを焼却するものであります。不燃・粗大ごみについては、各町で処理をすることが広域計画で定められておりますし、これに基づき施設建設がされているところでございます。

震災等が発生した場合の多量の震災がれき類につきましても、それぞれの町において分別をし、不燃物ごみは埋め立て、可燃ごみについては破砕をしてから、広域連合の焼却場へ持ち込みすることで対応したいと考えております。

別海町の一般廃棄物処理実行計画におきましても、粗大ごみにつきましては破砕することになっておりますし、4町それぞれ破砕処理するのが今のところ望ましいと思っておりますので、現時点ではこの改良についての検討はいたしておりません。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） 各町が実際に破砕処理をするという方法でいくのであれば、別海町としては当然その処理ができる機械、破砕機ですね、それを設置したほうが今後の対応についても十分できると思うのですが、それをまだ考えていないということなら、ちょっと疑問に思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 現在、町のごみ処理場におきましては、受け入れたごみをそこで分別しまして、破砕できるものは破砕し、広域連合に燃えるごみについては持ち込んでいると。燃えないごみ等につきましては、最終処分場に埋め立てをしているという状況でございますけれども、今、議員質問のように大量の震災がれき等が発生した場合に、町のごみ処理施設の破砕機で、すべてが対応できるのかというような質問かと思いますが、それにつきましては心配されるとおり、それまでを想定した施設整備になっていないということが現状ですから、それは別海町のごみ処理の問題として、今後、しっかり検討していく必要があるだろうと、そういうふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、(5)番目です。最後に、別海町が戦前戦後を通して、東北各地より多くの方が入植しております。上春別の福島地区と、その多くの方がふるさとの地を思い、地名にして残しており、また、漁業を営む方もたくさん移住してまいりました。この方々は、別海町の基幹産業である農・漁業の発展に寄与されたと、町史に残されております。

今、東北3県は、東日本大震災で壊滅的な被害を受け、震災後1年半にもなりますが、復興のめどさえついておりません。被災された方々は、懸命に復興に向け頑張っています。別海町と東北の方々とは長い間のつながりがあり、復興のためがれきの受け入れなど別海町で協力できることがあれば、積極的に協力していく考えはございませんか、町長の考えをお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、がれきの受け入れについては、国から北海道への要請については岩手県のみであります。福島県の震災廃棄物については、国が処理をすることといたしているために、受け入れは難しい状況にあります。

町におきましては、昨年3月の震災発生直後から支援物資の提供や職員の派遣、被災者受け入れ住宅の確保などに取り組んできたところでございます。今後につきましても福島県の方に限らず、町として、被災者の方々のお力になれることがあれば、個人の方からの問い合わせや関係機関を通じての要請に対しましては、可能な限り協力をしてまいりたいと、そのように考えているところであります。

○議長（渡邊政吉君） 森本議員。

○3番（森本一夫君） ぜひ協力できるところは一生懸命やっていたきたいということをお伝えして、私の質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、森本一夫議員の一般質問を終了いたします。

続きまして、15番中村忠士議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして質問をいたします。

1点目です。自衛隊の矢白別演習場使用についてお伺いします。

その1点目として、自衛隊・町の間において、演習時間等矢白別演習場の使用に関する取り決め等があると思っておりますけれども、その内容をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 中村議員の質問にお答えいたします。

矢白別演習場の使用に関する取り決め等があるかということでございますけれども、双方による文書での取り決めということとなりますと、昭和41年9月、当時の山崎別海村長と岡崎別海駐屯地司令の間で「矢白別演習場内における射撃に関する協定」というものを取り交わしております。

これは、いわゆる現在の演習通知に関するもので、演習場内において射撃訓練を実施する場合は、実施期間、開始・終了時刻、実施場所、警戒要領を実施の7日前までに町、当時は村ですけれども、に対して通知をするということを内容とするものであります。

また、取り決めと意味合いは異なりますけれども、町からの求めにより一定のルール化

がされたものがございます。御承知のとおり、射撃訓練や爆破訓練については、朝晩の搾乳時間帯を除くということが慣例化されております。しかし、これはあくまでも自粛や配慮による慣例であり、協定により決められたというものではございません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） わかりました。

2点目の質問ですけれども、今年度7月前半分及び7月後半分の矢臼別演習場演習通知において、航空機を使用する訓練等の使用時間に関し、「0時から24時」という通知がなされています。また、8月後半分の通知において同じく航空機の使用に関し、8月29日から31日の期間は「4時から0時」となっています。これまでは「5時から22時」となっていたものが、拡大されております。過去に、今回のような「0時から24時」という通知がなされたことはあったかどうか、その点について確認いたします。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 過去に「0時から24時」というような通知があったか」という御質問でございますけれども、現在、町が保存しております演習通知につきましては、保存年限が到来しているものも含めまして、平成18年度以降現在まで6年分でございます。今回、そのすべての演習通知を確認いたしました。航空機を使用する訓練等の使用時間について、「0時から24時」というような使用時間を内容とする演習通知は、本年7月前半及び7月後半の演習通知以外ございませんでした。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） そのように確認させていただきます。

続いて3番目になるわけですけれども、航空機の訓練が拡大されるということは、とりわけ当町は酪農を基幹産業とする町でありますから、とても大きな問題になります。航空機の訓練時間を拡大しないように、自衛隊に対してしっかりと申し入れをする必要があるのではないかと思います。町長の見解をお聞きいたします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

自衛隊に対する申し入れでございますが、このことにつきましては、これまでも演習の内容によりまして、周辺住民に不安を与える恐れがあると判断した場合は、その都度、別海駐屯地に対し申し入れを行ってまいりました。

今回の航空機を使用する訓練の使用時間についても、その時間帯が早朝や深夜を含む時間帯であったことから、このことにつきましては8月22日付で別海駐屯地あてに、改めて早朝・深夜及び搾乳時間については航空機を使用する訓練を行わないよう、文書での申し入れを行ったところでございます。

また、矢臼別演習場周辺の騒音対策として、実弾射撃訓練及びヘリコプター等の飛行訓練の日曜・祝日等の自粛や夜間訓練の日数、時間の短縮につきましても別海駐屯地はもとより、北海道防衛局、北部方面総監部、また陸上自衛隊第5旅団など関係機関に継続して要請を行っているところでございます。今後におきましても、周辺住民の生活に大きな不安を与える事柄に関しましては、その解消に向け、継続して要請活動などを行うこととしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。



○15番（中村忠士君） 文書で申し入れをされたということでもありますから、町としてできるだけのことをやっておられるというふうに理解をいたします。

たびたびいろいろな問題が起こるわけですが、そのたびに町ができる最大限のことをやっただいておるのではないかというふうに感謝もしておるわけですが、ただ、非常に演習内容が過密になってきている感じもします。そういうことから、今後も問題が起こらないとは限らない、問題は起こってほしくないのですけれども、問題が起こった場合、即刻速やかに対処していただきたいというふうに希望するものであります。

それにも関連するのですけれども、4点目、若干今お答えもあつたかなというふうに思うのですが、これまでの航空機使用時間「5時から22時」についても、搾乳時間と重なる時間帯であります。搾乳時間と重ならないよう、時間帯の設定を見直す必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

先ほども申し上げたとおりであります。私としても搾乳時間帯は、いずれの訓練も避けるべきだと思っております。また、別海の駐屯地にありましても、矢白別演習場で演習を実施する各部隊に対しまして、搾乳時間帯における飛行については、努めて避けるよう指導されているということも確認をいたしております。

航空機を使用する訓練については、国防上重要であるということ認識をしておりますが、射撃訓練が慣例として搾乳時間帯を外した時間帯で設定されているということにかんがみまして、射撃訓練と同様の扱いとなるよう今後も継続して関係機関に協議、あるいは要請等を行うことといたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 続けて関連ありますが、射撃並びに爆破訓練についてお伺いいたします。「8時30分から16時30分」、「19時から22時」というのが慣例になっております。これは、一応、搾乳時間を避ける形がとられていますが、搾乳時間の変化というものも時代に応じてあるのではないかと思います。そういう時間帯を考慮されるべきではないかと考えるわけであります。

朝・夕ともに搾乳時間が長くなる傾向にあります。射撃並びに爆破訓練についても、こうした現状に合致したものにするよう見直しを行う必要があると思っておりますが、この点についても改めてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

ただいま御指摘がありましたように、酪農家のほう経営規模が拡大されております。したがって、従来にも増して搾乳時間が長時間化しているということについての十分認識をいたしておりますし、考慮しなければならない、そのようにも思っております。

先ほども申し上げましたが、矢白別演習場周辺の種々の騒音対策につきましては、私といたしましてもこれまで懸命に関係機関に要請を行ってまいりました。今後におきましても変わることなく、継続してより地域の実情に即した要請を行うことといたしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、今までの努力を今後も続けていただければと思います。よろしくお願ひします。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問であります、特別養護老人ホーム等の建てかえと経営移譲についてであります。

さきのまちづくり懇談会において、町民から質問や要望が出されていまして。「サービスが低下しないか」、「働く人の雇用条件・労働条件が悪くならないか」ということが中心点の一つだったと思います。こうした町民の関心事や不安にしっかりこたえ、対応していく必要があると思います。そうした観点から、幾つか質問をいたします。

1点目です。法人柏の実会と基本合意に達したとお聞きしましたが、基本合意の内容をお知らせください。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

8月9日、社会福祉法人べつかい柏の実会と町の間で、基本合意書への調印を行ったことにつきましては、8月29日、臨時議会の町長の行政報告、または、べつかい広報、さらには新聞の報道等で既に御承知のことと思います。

基本合意書につきましては、8条の条文からなっておりまして、特養及びデイの経営移譲に関し、基本的な方向性を示し、町と法人が経営移譲に対しての意思表示をする書面でございます。

条文のすべてを読み上げての説明は省略させていただきますが、基本合意の柱となる事項7点について御説明いたします。

まず1点目ですが、特養及びデイの経営移譲は、平成26年4月1日を目標とし、現有施設は無償譲渡、現有敷地は無償貸与する。2点目ですが、特養及びデイの経営を維持すると。3点目、経営移譲後における入所判定、施設経営などの透明性を確保すると。4点目ですが、経営移譲に伴い、特別な理由がある場合、町は財政支援を行うと。5点目は、経営移譲が円滑に行われるように相互の支援体制を確保する。6点目は、既存施設の設置条例廃止に向けて、議会の議決が必要な事項であることを認識し、相互に協力すること。7点目になりますが、新施設用地は無償貸与し、施設建設に当たって町は財政支援及び技術的助言を行うと。

以上が、基本合意の主な内容でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 本当に、基本中の基本についての合意であるというふうに思いましたけれども、特に町民の皆さんの心配事というか、不安、あるいは疑問、期待の中には先ほど申し上げましたように、サービスが低下することがないだろうか、あるいは働く人たちの労働条件等について悪化することがないだろうか、こういうことが非常に大きな関心事でありますので、その点についての合意というものがどういうふうになっているのか。今後、基本合意にはそのことはないわけですが、今後の協議の中でそのことについては協議を続けていくということになるのか、基本合意にかかわってその点だけお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 基本合意の内容につきましては、ただいま申し上げたとおりなのですが、今、申し上げましたような大きな7点の中で経営の継続ということで、先ほど申し上げましたように、柏の実会、それから別海町からの経営移譲を受ける特養及びデイサービスを法人が適正に運営すると、継続するということが基本合意の中にも盛り込ま

れておりまして、この中で柏の実会は経営移譲後に引き続き、特養及びデイサービスに勤務を希望する職員について最大限雇用するように努める。それから、また職員の給与等の雇用条件については、柏の実会の定めるところによるが、その決定に当たっては双方協議を行うと、そういうようなことを基本的に盛り込んでおります。

詳細の部分につきましては、あくまでも現在いる職員の個人個人の考え方、思いもありますので、そこら辺については今後のこととなりますけれども、基本合意の中では、このようなことで考えて盛り込まれているということで御理解をいただきたい。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その点については、説明としてはわかりました。基本合意ですから、詳細について触れるわけにいかない部分もあるかなと、でも今後の協議の中でいろいろ詰めていく部分があるというような理解をしましたけれども、それに当たって少し具体的にお聞きをしたいのですが、2点目の質問であります。

「どうして民営にするか」の問いに対して、「民営にするとサービスがよくなる」という趣旨の答弁を町はされています。まちづくり懇談会の中でもそうでしたし、あるいは議会でもそうだったというふうに思うのです。しかし、なぜ官営に比べてサービスがよくなるのかということについては、明確な説明がどうもないように思います。官営のどこが問題で、民営になるとどうしてそれが改善されるのか、説明をいただきたいと思います。

あわせて、民営になっても現在のサービス水準が低下しないという確約ができるかどうか、その点についても改めてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、前提として必ず民営化になると、サービスがよくなるかということですが、そのことについては必ずしも、必ず民営化するとサービスがよくなるということでは私はないと思います。いわゆる統計上といいますか、そういうことをした場合に、サービスが悪くなるというよりか、サービスがよくなるということが多かったことであって、当然、変わらないというところが多分一番多いのではないかなと、そんなことも私としてはそういう思いをいたしているところではありますが、したがって総体的なところから見ると、サービスが向上するというそういうことだと思っております。

それで例を挙げて申し上げますと、例えば、施設の改修の必要が生じた場合ですが、公営であればいわゆる予算要求ですとか、予算査定、さらには予算の議決も必要ですし、入札執行、決められた手続、これをしっかり踏んで対応しなければならないということで、どうしても時間的な制約がございます。これに比べますと、民営であれば、改修に必要、改修に対応する予算の、これは余裕があれば即入札執行などの手続をとることができますし、利用者のニーズに迅速かつ柔軟に対応できるということは、これは一つのサービスの向上と判断してもよいのではないかと、そのように考えます。

次、民営になっても現在のサービス水準が低下しないという確約ができるのかどうかでございますが、民間移管によりまして運営者がかわる場合には、一時的に利用者へのサービスに影響が出る可能性これは否定できませんが、町としては現在のサービス水準を低下することのないよう、経過までの間に1年間の引き継ぎ期間を設けまして、新旧職員での介護実習これらのことも実施しながら、スムーズに移行できるように進めてまいりたいと考えております。

また、1年間の引き継ぎ期間、これを終えた時点でサービス水準の懸念、これが心配さ

れるのであれば、民営化と同時に町職員を引き上げるということはせずに、十分時間をかけて調整をしながら、現在のサービス水準が少なくとも維持されるように進めてまいりたいと、そのように考えております。

それから、このサービスに関しては、引き継ぎ後も継続的にしっかり町としてもどういう実態であるかということ等を常に把握していく、そういう努力が引き続き継続的に必要である、そんなことも考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 官である場合制約があつて、事務手続等に時間がかかるというようなことをおっしゃいました。そういう面もないわけではないというふうな気がしますが、それは必要だからそういうふうになっているのであつて、施設利用者の安全等々、利用する側にとって必要であるからそういう手続がとられているという部分もあるわけです。不合理であれば、それは変えればいわけであつて、そういう不合理さを解消していけば、町長おっしゃられるように、官も民もそれほど大きな違いはないのだというふうになるのではないかとこのように思います。

基本的には、サービス提供に関して、官も民もそれほど大きな違いはないと。まちづくり懇談会でも町長はおっしゃっていましたし、今もそういう趣旨の答弁だったというふうに思います。ぜひそういう立場で官を指導していくといひますか、そういうことが必要であろうと、官だからサービスが悪いと言われぬようにしなければいけないというふうに私は思うわけです。

なぜこういうことを聞くかということ、町長は民に任せられるものは民に任せたいと、これはいい場合もあるし、そうでない場合もあると私は思っています。その理由に、官だとサービスが悪いということをおっしゃられる向きがないかどうか、そういうことではないというふうに確認をいたしますけれども、官だとどうしてもサービスが悪くなるのだというような前提でお話されると、それはまた違ったことになるのではないかと、そういう意見もまちづくり懇談会の中に出ていたと思うのですね、御存じのとおり、出ていたと思います。だから、今後の問題として、官だからサービスが悪いなどということではないように、それは言われることがないようにしなければいけないということでお話させていただきました。

それから、民営になつても現在のサービス水準が低下しないということですが、これは協議をしながら、そういうサービスの水準が低下しないように努力していきますという決意だったと思うのです。今のお答えでね。そこでお聞きをするわけですが、その状況について、後で情報公開のところでもお聞きしたいと思いますが、その状況について町民にきちっと知らせれるということが必要だと思うのですが、その点について、町民に知らされるそういう状況をつくっていただけるかどうか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 当然、今、入所されている方もそれぞれ御家族を含めて、いろいろな心配もあろうかと思ひます。したがつて、これから最終的に協定書という大まかな協定を結んでいひし、また、特別養護老人ホームもまた新たに建設、特養についてはいろいろな基本構想含めて、理念だとかいろいろありますので、それらを含めて町民の皆さんを初め御家族の皆さん、そしてもちろん入所されている皆さんにも随時説明をしていく、これは当然必要だと思ひておひますので、そのことも含めて今後移譲に当たつてそういうこともやつてもらひたい、そのように考えておひます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 情報公開の件については、また後で質問をさせていただきます。

それで3点目ですけれども、これはサービス水準と本当に関連していると思うのですが、働く人たちの労働条件等について質問します。

経営の移譲後、施設で働く人の雇用・労働条件が低下することはありませんか。とりわけパート・臨時・嘱託といった非正規雇用がふえることがないか、賃金体系や勤務体系が現在より悪化することはないかなどの点が問題になります。雇用・労働条件が低下しないと確約できるか、この点についても改めてお聞きをしたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

町の施設に勤務をしている職員が、社会福祉法人べつかい柏の実会で採用される場合の雇用・労働条件につきましては、職員の処遇にかかわる町の基本方針に基づき、柏の実会と協議を進めてまいりたいと考えております。

また、法人での勤務を希望するパート・嘱託職員に対しましては、正職員・嘱託職員・パートの中から、希望する雇用形態の調査を行っておりますので、少しでも多くの職員が希望する形態で雇用されるように、今後、協議を進めていきたい、そのように考えております。

いずれにいたしましても、町から柏の実会へ移行していただく職員の処遇につきましては、移行する職員の立場で考え、雇用・労働条件が低下することのないよう柏の実会と今後とも協議を進めたいと、そのように考えておりますので御理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 現在、働いておられる方が希望に沿った形で残る、残らないというようなことを御本人の希望で、それが実現できるような方向で努力されているというのはよくわかりました。それをぜひ貫いていただきたいと思うのですが、もう1点、施設全体としてどうなのかということも聞きたいことなのです。

運営をしていく中で、さまざまな要因があるだろうと思えますが、やはり運営費等の関係でなかなか厳しい面もあるだろうという中で、今の割合よりも非正規雇用の方々の割合が多くなるようなことはないか、その点を心配するわけです。それはサービスの水準にもかかわってきますから、そういう意味で現在の水準というか、働く人たちの労働条件こういうものの割合も含めて、移行後、低下することがないかどうか、この点を確認します。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

非正規職員の雇用がふえるのではないかと御質問かと思えますが、雇用形態別の職員構成を現在、平成24年6月の特養、あるいはデイの職員数と、柏の実会が現在計画をしております新しい施設での職員配置計画で比較をしましたところ、事務職の正職員の構成率は若干低下するというような計画になっておりますが、他の業種、特に介護士につきましては新施設の職員配置計画のほうが、現在の町の状況を若干ですが、上回るというような計画になっております。町に勤務している職員とは別に、柏の実会が新たに採用する職員の雇用条件などの低下しないかということにつきましては、新たに採用される職員の採用前の雇用条件などにつきましては、ちょっと把握できる状況には今ありませんから、ど

のようになるかと比較もできないわけですが、柏の実会の職員で採用される方の雇用条件・労働条件につきましては、柏の実会の制度自体が町の制度に準じるという形になっておりますから、大きく下回らないものだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今の福祉部長のお答えで、これは大変微妙な言い方をされているのかなというふうに思いますが、大幅に下回ることはないのではないかとということです。

町長の見解もお伺いしたいわけですが、労働条件というものは当然利用されている方々に影響をします。劣悪な条件の中で働いておられる、良質のサービスするというの、これは人間として無理なことであります。だから、労働条件が整うということが基本だというふうに私は思うのですが、そういうことで町長も努力される、していただきたいと思うわけですが、今後とも努力していただきたいと思うのですが、そこら辺の基本的な認識をお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 今、部長が答弁したとおりでございますが、いずれにいたしましても私どもとしては、現在の町職員として今の特養老人ホームで働いている皆さんと労働条件でありますとか報酬含めて、可能な限り差がないように今も努力しておりますし、そういうことで協議をいたしてきております。したがって、過渡期については、そういう面で人件費等含めて、いわゆるそういう意味では柏の実会については、今の賃金体系もそんなに変わらないということでございますけれども、それらも含めて町としての過渡期的な支援、それらのことも検討しながらそういう条件を、変わらないようなことを最大限考えてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） ぜひ、町民の要望等も含めて、そして働いている方の安心して働ける場をつくるということも含めて、今後、努力していただければと思います。

3点目の質問に入ります。

3点目、自治基本条例の実践についてということですが、自治基本条例の第18条の2項には、「町民は、議会及び行政の保有するまちづくりに関する情報の提供を受け、自ら取得する権利があります」とあります。

ことし3月の定例会において私は、「自治基本条例の中で何度も触れられている『情報共有』を単なる文言、絵にかいたもちにしてはならない」と指摘し、町長の見解をお聞きしました。これに対し町長は、「町が町民の皆さんの意見を行政に反映させるべく、あらゆる有効手段を模索して、これからも情報の提供に努めてまいりたい」と答弁されています。今回は、具体的な提案を含め質問させていただきます。

1点目です。情報公開をさらに進めることについてであります。

役場内の各担当部署・職員の皆さんの努力により、ホームページの充実などが図られてきたところであります。議会議事録の公開や農業委員会総会の議事録公開など大きな前進があり、町長並びに職員の皆さんの御努力に敬意と感謝を申し上げます。この方向をさらに進めていただけたらと思う次第ですが、例えば、教育委員会に関しては現在議決事項の公開はありますが、議事録の公開はありません。教育委員会議事録の公開が必要なときに来ているのではないかとと思いますが、教育委員会委員長の見解をお聞きしま

す。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 御質問のとおり、情報を公開し、住民の皆さんに情報を共有していただくことは、大変重要なことだと考えております。一例としまして、本年度、別海高等学校が北海道の教育委員会から指定されまして、コミュニティースクール地域運営学校に指定されました。学校・保護者・地域が一体となって学校づくりを推進していくこととなりましたが、これからの教育は、地域の皆さんに参加していただくことがますます大切になっていきます。そういった意味で、情報公開は必要と考えますので、教育委員会議の内容の公開について、規則等を確認しながら教育委員会に諮り、実施に向け検討してまいります。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 明確な答弁でありました。ありがとうございます。ぜひ今後の推移を期待したいと思います。

2番目です。議会改革について、議会側としてもさまざまな努力をしているところではありますが、予算が関係する部分については、町当局の理解がどうしても必要になってまいります。議会の中継・動画配信について、私は何度か質問させていただきましたが、その後の検討がどう進んでいるかお知らせいただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議会の動画中継につきましては、過去の議会でも何度か御質問がありまして、ライブ・録画ともにインターネット配信などが、技術的には既に可能であるということにつきましてはお答えしているところでございます。

5年ほど前には、整備内容によりまして数百万円から1,000万円ぐらいの経費を要するというふうに確認しておりましたが、最近では技術開発が進みまして、ライブ映像で専用の機器を整備した場合でも500万円前後で導入が可能ということになっているほか、画像の品質にこだわらなければ、既存の機器が利用できることを条件にいたしまして、さらに安価な導入も可能となります。

議会におかれましては、議会改革及び議会の活性化に向け、積極的な情報公開の方策を検討され、本会議の議事録が全面公開されていることも承知しております。今後、より一層の情報開示に向けた検討を進められるときには、町といたしましても本事業の予算化について、十分な協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 今のお答えどおりに、5年前だったと思いますが、質問させていただいたときには、一定程度高いなという金額でした。それがハードルがどんどん下がって、今は安価とは言えないのかもわからないけれども、かなり抑えられた価格といたしますか、予算で実行できそうだというお答えでしたので、今後、それが議会でどういう判断になるかということになりますけれども、ぜひ議会で判断した場合は、予算上の配慮等については御協力をお願いしたいと思います。

3点目の質問に入らせていただきます。今後の問題として、先ほどの木嶋議員の質問にも関連するかなというふうに思うのですが、今後の問題として例えば郊楽苑、研修牧場や酪農工場の運営、生涯学習センターの建設、新病院や新特養ホームの運営、地域医療の問題、介護制度の問題、バイオマスタウン構想の進化・具体化などなど、たくさんあるわけ

ですけれども、町民の皆さんの意見をしっかりと聞きながら、そして町民の皆さんに参加していただきながら、事柄を進めていかなければならないと思います。そうしなければ、自治基本条例を制定した意味がないということになってしまうと思います。今後、これらの問題を自治基本条例の精神にのっとり切り開いていくためにどうするか、具体的に考え、実行していかなければならないと思いますが、町長の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

中村議員御質問のとおり、自治基本条例の18条には、「町民は、まちづくりに参加する権利があります」と定めております。その権利を保障するべく、具体的な参加方法の手段といたしまして、自治基本条例14条には意見交換会への参加、アンケート調査、パブリックコメントへの意見表明などの方法を掲げております。

本年度に関しましても、意見交換の場でありますまちづくり懇談会、これを3会場で開催をいたしまして、81名の町民の方に参加をいただきました。パブリックコメントに関しましても、本年度は2回実施をいたしておりますが、実施状況の確認や参加がしやすいよう、また、実施結果についても閲覧しやすいように、ホームページを改良したところでございます。

このほかにも住民の皆さんに参加をしていただく具体的な取り組み方法としては、事案に応じた検討委員会やプロジェクトチームの活用なども考えられますので、整備が少々おこなわれておりますが、条例を効果的に運用するための指針づくりについて、現在、鋭意作業を進めております。このようにできるところから環境を整備し、充実させつつ、自治基本条例の重要なポイントであります情報の共有と住民参加と協働を遵守をいたしまして、町民との議論を深め、協力を求めながら課題や作業を共有するように、今後とも努めてまいりたいと思っております。

なかなか早急に、多少の時間はかかることだと我々も思っておりますが、いずれにしても着実に進めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 基本姿勢についてはよくわかりました。努力をされているし、今後もされるという姿勢についてはよくわかりました。

検討しているというお答えでした。その点について、今現在、具体的にどういう検討が、いろいろ情報公開だとか、あるいは意見を聴取するという方向での検討が、具体的にどうされているのかということをおちょっと、例で結構ですから、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） ただいま町長が御説明申し上げましたとおり、なかなか一步一步が早足で進んでいかない状況でございますけれども、今の町長の答弁にございましたように、まずこの自治基本条例を着実に、それから各事案に対して一定程度、同じような取り組みが可能となるように指針を策定しております。

今、この指針によりまして条例の運用の方法そのものを定めていこうという作業をしておりますけれども、なかなか完成型ができるところまでまだ至っておりません。今年度内に一定程度の形をつくり上げられるように、今、鋭意取り組んでおりますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますというふうに思います。



以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 時間かかるものだということの説明ですし、そのとおりだなというふうには思うのですが、ぜひ鋭意、ここ一番根幹を握るところだと思いますので、町長もそれは十分御存じだと思っておりますが、町づくりの根幹を担うその点でありますので、作業を急いでいただければなというふうに思います。

旧校舎の利活用の問題で、先ほど木嶋議員がいろいろな人の意見を聞くことが重要だというふうに指摘されておりました。私も全くそのとおりだと思いますので、町づくりを進める基本の精神として、単なる精神的なものだけではなくて、具体的にどう進めるのかということは今後努力してつくっていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

きょうは大変前向きな答弁が多かったので、時間内に終わります。ありがとうございました。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩をいたします。

午後 2時15分 休憩

---

午後 2時24分 再開

○議長（渡邊政吉君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

それでは、最後になりますが、9番瀧川榮子議員、質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

いじめの現状についてです。「二度といじめで子供がみずから命を絶つようなことを繰り返してほしくない」という親の願いが届くことなく、いじめによる事故は起こり、大きな問題を投げかけています。

文部科学省の「いじめの定義」では、いじめとは、「当該児童・生徒が一定の人間関係のあるものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的、形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとする」と規定し、いじめの態様も示されています。

平成24年度の教育行政執行方針では、別海町では、いじめは壊滅に近く減少したとされましたが、減少としてとらえお聞きします。

一つ目として、教育委員会として、小・中学校のいじめに対しての把握はどのようにしておられますか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） いじめの問題が社会問題として、学校の問題としてクローズアップされてから、もう34年ほどたちます。これはどこで起きてもおかしくないような深刻な問題であります。今、瀧川議員の質問にありましたように、定義をしっかりとしておく必要があると。

実を言うと、5年前までの定義が、文部科学省ではちょっと違う定義なのです。御存じだと思っておりますが、確認の意味で、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものなのです。つまり、いじめる側のほ

うからの視点なのですね、これが今、瀧川議員おっしゃったように、今度はいじめられる側のほうの視点に立ったということが、一番大きな変化です。そういうふうになったのは、たったの5年前からで、つまりいじめられている子供のことを第一に考えましょうということで、この定義が変わったということをも認識していただきたいと思います。

さてそこで、いじめはどこの学校でも起こり得ることでもあります。だれもが加害者にもなるし、被害者にもなります。そして、それを十分認識して対応するよう指導等を行っているところであります。けれども、正直なところを言いまして、先生方も時代が変わると、ごろっと変わります。昔の昭和50年代のいじめとは違うし、そのころに子供だった人が教員になっているという実態もありますので、その対応の仕方がまるっきり違うということがよく学校の中では問題になります。

いじめの実態把握については、平成22年度までは随時の発生報告、つまり何かあったらすぐに報告してくださいよということをしていました。そしてもう一つは、学期末に一度、年3回の定期報告これをしてもらっておりました。それで小・中学校の実態把握に、別海町としては努めていたところであります。

平成23年4月から、昨年4月からですけれども、北海道教育委員会が年間3回、定期的にいじめ実態調査を実施することとなりましたので、現在、一元化した中で実態把握を行っている現状であります。

ことし6月に1回目の調査を実施しまして、町内の小学校から27件、中学校から6件、合計33件が認知できると報告がありました。しかしながら、すべて1学期中に問題は解消したという報告を受けております。けれども、それは6月の話ですから、そして1学期中の話ですから、2学期も始まってから一月ほどたちますので、また、今まさに起きているかもしれません。

いじめの課題解決には、時間が必要な場合が多くあります。必ず追跡調査をしながら、油断なく経過観察を行うこととしております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ありがとうございます。調査を行っているということで、きちんとされているということがわかったのですけれども、この調査というのは加害者を特定するというような目的ではなくて、いじめを早く発見して解決をしていくということをしていくものだというふうにして認識していますけれども、教育委員会としての認識はどのようになっていますでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） ことが大きくなって、例を挙げれば悪いのですけれども、大津市のような事件になってしまうと、取り返しがつきません。ですから、小さなうちにその芽を発見する、これが一番重要なことだと認識しております。そのためには、学級担任、そして養護教諭、さらには学年の中で、学校全体の中で保護者から、地域の声、いろいろなアンテナを張りめぐらして、何かあるなど気がいたら、即対応するようなことをしていきたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今回の合計33件というのは、思っていたよりも多い件数だと思って認識していましたが、すべてが解決したということで、早期に発見されて解決につながったということは、とてもよかったと思っています。

きょうの北海道新聞に、いじめのことが1面に載っていました。いじめの件数は減って

いるけれども、自殺はふえているということで、把握しきれないいじめが存在しているのではないかというようなことも書かれていました。このことに対して認識はどのようにされているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 学校が、家庭が、地域がすべてのいじめを発見できるかという、不可能です。ですから、まだまだ隠れたものがあると認識しております。これが数年後、数十年後に発覚する場合があります。特に、中学生の場合には、プライドの高い年齢ですから、自分からいじめられているということをなかなか言い出せません。ですから、そのプライド、捨てれと言っても捨てられません。大津の事件もいじめられて自殺した子供は、けんかだと最後まで言い張っていました。

けんかと言えば、何となく男の子らしいような言い方になるのかもしれませんが。それがいじめられた、いじめられている、口が裂けても言えないのが少年期の子供だと思います。それがああいう形になって出ましたけれども、私の時代にもありました。40年過ぎてから言い出したやつもいます。それぐらい根深いものです。だれもそれを気がついて、もしかしたら気がついていた人がいるのかもしれませんが。けれども、現実にはそういうことがあります。今、まさに起こり得ていることです。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 確かに、そのとおりだと思って聞いていました。

二つ目の質問に移ります。

子供たちの自我や社会性の発達に伴って、いじめの特徴も変化するとされています。成長とともに変化するいじめを、なくならないものとしてとらえるならば、いじめをエスカレートさせることなく、よりよい方向に導くことが大切です。そのためには、学校・家庭の情報の共有と相談体制づくりが必要になると考えますが、いかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 先ほども答弁しましたがけれども、重複するところは勘弁してください。

通常は、学級担任を中心に児童・生徒の観察や情報の把握が常時なされています。学年の発達の段階において、本人の訴えがある場合や保護者からの指摘がある場合、クラスメートからの情報提示がある場合など、学年の発達に関係して把握の様子はさまざまと言えます。また、中学生になるころには保健室の養護教諭や教科担任の先生、部活動指導の先生など、情報把握層が広がります。

現在、九つの小学校、九つの中学校においては、児童・生徒数の人数の違いはありますが、どの学校においても日々児童・生徒の様子は、極めてリアルタイムに共有される体制がつけられ、機能しております。

例を挙げますと、朝の打ち合わせで事務的なことよりも先に、「きのう気になった子」などという打ち合わせをしている学校もあるようです。「みんなで、きょうはこの子を注目していきましょう」などという、やっぱり中学校の先生は特に教科担任制ですから、9教科の中でいろいろな目で見れるということです。

校内の教員スタッフのほか、場合に応じて学校カウンセラーを学校に呼び、教員や児童・生徒が面談し、相談する場合があります。具体的には、別海中央中学校や上西春別中学校、これは比較的人数の大きな学校ですけれども、定期的な訪問も実施しております。

また、平成24年度からは、保健センターに臨床心理士が採用されましたので、いじめ

や不登校にかかわる保護者相談にも対応していただいております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） さまざまなところと連携をとって、いじめを早く発見しようということで、相談体制もつながりを持っているのだなというのを確認しました。この中で、多分漏れていると思うのですけれども、済みません。児童クラブとか地域の人たちというようなところを、地域の人たちだっただども110番の家、そんな感じでステッカー張ったりしているところもあるのですけれども、児童クラブなどとの連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 児童クラブというのは、学校から帰っての駅前と中央地区にあります施設ですね、そういったところからの情報はなかなか入ってきません。

つまりあくまでそこに行く子供は、ほとんど心身ともに健康な子供が多いのではないかと思います。そうでなければ行かないのではないのでしょうか。例えば、学校でいじめられているのに、またそこに行ったら、同じ子がいたら行かない、もしかしたらそういう情報は、児童館ですね、児童館の館長から入ってくるかもしれませんが、こうなりますと、こちらにいきなり来るよりも福祉部のほうに經由するかもしれません。けれども、今のところ、そういう事例は聞いておりません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） いじめの定義の中に、起こった場所は学校の内外を問わないということがありますので、学校でなくてもいろいろな学年の年齢の子供たちがいる中で、何かあったときには連絡体制がとれるようにということで、児童クラブのほうも一つ連絡体制の中に入れておいていただければと考えます。

三つ目の質問に移ります。

学校では、あくまでも子供が主役です。学校生活の中で子供から出されるサインや、子供との会話を通して悩みに気づくことが大切だと考えます。このことは家庭生活においてももちろんです。学校生活において、実際に先生と生徒との間でどのような対話の機会を持ち、子供の悩みなど酌み取れているか現状についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） 先ほどの質問の中で、一つだけ言い忘れたことがありました。いじめではなくて虐待、児童虐待、家庭での虐待の件については、児童館のほうから福祉部へ、あるいは教育委員会から福祉部へ、これは毎年のように数件起こっております。今も観察中の家庭があります。

3件目の御質問ですけれども、小学校の低学年から中学年にかけては、ほとんどが学級担任との日常的会話が中心となりますが、高学年に入ると学級担任や養護教諭がさまざまな工夫を凝らしながら、一人一人の本音をいかに把握していくかが大事になってきます。

作文や日記、そしてアンケートなどを使う場合もあります。中学生や高校生になるとメールなどを使う場合もあります。特に、問題行動を起こすような子供たちとの会話は、メールが非常に多いです。学級担任、あるいは校長でも問題行動を起こす子供とのメールをやっていて、いなくなったりしたら即メールでやりとりしてということがよくあります。いい意味でメールが使用されております。

いずれの中学校でも、個人面談や保護者を交えての三者面談を定期的に行い、進路選択の相談を中心に教育相談を行う機会を持つこととしております。

また、平成24年度には北海道教育委員会から、中1ギャップ未然防止事業の実践校として、北海道7地域の一つに別海中央中学校が研究指定校になりました。そして、別海中央小学校が協力校に指定されました。この先行的な実践研究を町内全部の小中学校にも広めるために、研修の機会を設け、中1ギャップ解消に向け取り組みを進めているところです。

耳なれない言葉で「中1ギャップ」について説明しますが、一人一人を細かに見守る環境の中で生活していった子供たち、これが小学校ですね。学級担任では、本当に赤ん坊扱いとまではいかないですけれども、非常に大事にします。けれども、中学校になると教科担任だ、さあ独り立ちだ、さあ大人だと、すべて大人料金だと、自分の責任で判断すれと、そういう行動を求められます。そのギャップが大きすぎて、不登校になったり、あるいはいろいろな面で悩んでいる子供が多くなる、それを中1ギャップとして今呼んでおります。

ほかには、小1プロブレムとか、高1クライシスなんていう英語を使った言葉があるのですけれども、全部、学校が変わるごとに子供たちは、一つの壁を乗り越えなければならないということです。そういう不安定なときに、新しい学習環境だとか人間関係につまづいてしまう、そういう子供がたくさんいるという現実です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 子供を育て終えたのですけれども、まだ、でも子供は子供であって、今になって子供が本当にいかにデリケートな存在かということを知るような思いでいます。

人間関係を築く大切さが本当に出てくるのですけれども、これには本当にゆとりの時間というのが大切だと思うのですね、学校の先生たちはとても忙しいというふうにして聞いています。子供と向き合える時間が、本当に確保されているのか、対話だけではなくて教師がいかに日ごろ子供たちと平等に、公平に生徒と相対してくれているのかということが大切になると思うのですけれども、先生方の時間のゆとりというようなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） お答えいたします。

子供と向き合う時間がない、ゆとりがない、これは確かに言えます。けれども、どんな仕事であっても、これ以上したらだめだとかというのがないと思います。教員の仕事というのは、その底がないのですね、ここまで、いいかげんしろというところがないです。

例えば、学級だより、これは書く義務はありません。変な言い方ですけれども、教育課程の、つまり国語・算数・社会・理科と、こういうふうなものを教えていけばそれで済むのでしょうということで、簡単に言うと言います。けれども、休み時間の生徒指導、給食指導、それから中学校になると進路指導、いろいろなことがたくさんふくそうしてきます。そしておまけに、やらなくてもいいと言ったら語弊がありますが、少年団活動、これは欧米ではほとんど地域の方々がやってくれます。けれども、日本、北海道はほとんど先生方の放課後の仕事です。部活動もほとんどが教員がやります。部活動の場合は、教育の一環ですので、中学校の先生が監督をしなければなりません。コーチなんかではいいのですけれども、監督は中学校の先生と決められています。少年団はそうではなくて、一般の保護者でもいいのです。どんな方でもいいのです。けれども、地域にいなければなりません。やってくれと頼まれます。ある学校では、「勉強のことなんてどうでもいいから、バ

レーボールと野球やればいいのだ」、そういう乱暴なことを言う保護者もいます。これが現実です。

確かに、野球やバレーボールで華々しい成績をおさめれば、非常に脚光を浴びます。日本人の悪いくせかもしれませんが、スポーツや何かでいい成績をとれば、非常にもてはやされます。この辺を最終的に、そういう子供に育てているつもりはないのでしょうかけれども、親の夢でもある、こういうところが先生方の負担になってきていることも事実です。けれども、これをやめましたということは、ほとんどの学校ではしておりません。できるだけ業務とといいますか、短縮せよということは言っていますが、ほとんどの学校の先生方は、まさしく勤務時間を考えずに働いています。

ですから、ゆとりというものは少ない、けれども、上手な人はちゃんと部活動を遠慮したり、あるいは1週間に1回休部、休みの日をつくったり、それから指導をやめたり、複数の指導者で交代でやってみたり、そういう工夫はできるかと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 先生方は、非常に忙しい中で子供たちと向き合っているということがわかりました。ですけれども、やはりいじめが原因で命を亡くすというようなことがある中で、先生方もまだまだいろいろなことを考えていかななくてはならないのだろうなどというふうには考えているのですけれども、四つ目の質問に移ります。

子供たちと連携し、一緒の目線で取り組みが必要だと考えます。起きているいじめに対して、どのような対処がなされていますか、ほとんどは解決したということですのでけれども、次のいじめが起きている可能性があるということの中でお聞きしたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） いじめられる者といじめる者のほかに、最も重要な存在として第三者がおります。これ傍観者というのですけれども、その傍観できる立場にある者の意識と行動が、極めて重要になります。この傍観者の動きによっては、即、いじめはなくなりますし、ただ見ている、その動きによってはずっと続きます。

当事者たちが、どのような生活集団の中で生活していたか、そこにどのような人間関係のあつれきが生じて、いじめと感じる結果となったのが問題になるわけです。大人社会でも結構あると思えますが、あの人にこんなことを言われた、あの人がかんなことを言っているのだろう、あの方はこんなことを言っていたよ、ちょっとした言い方でうそが、うわさが本当になってしまうことがよくあります。そこで誤解が生じて、友達同士というのは、子供たち同士というのは、本当に傷つきやすいですから、そのときに「それはうそだよ」と言ってくれる友達、第三者が、傍観者がいれば解決するのでしょうかけれども、そうだよと一緒に言ってしまったら、そこでいじめに発展する場合は非常に多いです。その場でただ傍観することが、加害者に加担している問題意識を認知させ、仲裁すべき存在として教育していかなければなりません。仲間同士のかかわりや年齢差に応じたかかわり方など、人間関係のつくり方や問題解決の方法を保護者と地域の方に協力・支援をいただきながら、問題解決に当たっているところでもあります。

児童・生徒個人の訴えに丁寧に対応し、入り口を広く丸ごと受けとめることが大切です。つまり、「おまえ、そんなものけんかだろう」と言ってしまうとだめなのです。「おまえやられたのなら、やっつけてこい」でもだめなのです。いろいろな子供の心理状態を大人が、親が、教師が、地域の人たちが酌み取ってやる、そういう度量が必要だと思います。自分の価値観だけで、その子供にこれはいじめでない、これはただのけんかだという

ふうに通ずることは、すごく危険なことだと思います。

その子が生活する集団とのかかわりと、同級生の自覚あるサポートを絶えず意識して、安心・安全を実感させるまで保護しつつ、自立を支援し、集団復帰を見通す粘り強い対応を続けていきたいと考えております。

別海町でもいじめがあったときには、即、対応します。その対応の仕方はそれぞれ千差万別、いろいろな臨機応変のやり方をしていかなければなりません。ですから、難しいです。昭和58年のピークの時、非行がピークだったとき、その体験した先生がどんどん退職していなくなっています。新しい非行の波が今どんどん押し寄せていると、私は感じております。いじめの波も同じことです。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） いじめの問題がクローズアップされて、私が中学校3年のときにいじめの側になって、仲のよかった友人を無視するようになったというのを思い出しました。原因が何だったのか、いつ始まったのか、いつ終わったのかというの覚えていないのですけれども、卒業するまで謝ったという記憶もないのですね。無視といういじめを受けた人の思いはどんなものだったのか、本当に悪いことをしたと思うのですけれども、それこそ山口教育長が言われるように、40年も50年もたってからそれを言うという、その一人が私なのだなと思いました。

ですから、深く人を傷つけた思いというのが今も、何十年たっても心に残るとするのは、本当に自分としてもつらいものですし、謝るきっかけをだれかがつくってくれていれば、「おかしよ」と言う人、「いじめている、いじめるのはおかしいのではないかい」と言う人、そしていじめられた人は「やめて」と言う人、そして周りの人は「それはいじめだから許さない」というような、そういう態度をとる子供をたくさんつくるような集団づくりというのが、本当に大切なのだなというのを感じています。

教育長の今のいじめの対処法の中でも、そういうことがあって大人の価値で判断しないということもありましたので、ぜひ大人ではなくて、子供の場に立って対応していただければと思います。

子供の立場に立ってといっても、自分たちが大人になってしまっているのです、かなり難しいところもあると思うのですけれども、もし自分が子供だったらというような思いの中でいろいろなこと、自分たちの経験を生かしながらやっていただければ、本当にいい学校づくりになっていくのではないかと私は考えました。

五つ目の質問に移ります。

別海町では、いじめ・不登校対策事業として、教育支援センター「ふれあいる一む」を開設しています。これまで利用していた方からは、「利用してきた子供や親でなくてはわからない大切がある」という声を聞いています。現在も、ふれあいる一むがいじめ・不登校対策の有効な役割を果たしているか、現状についてお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） ふれあいる一むには、常勤する臨時指導員と臨床心理士の2名で対応しております。いじめ対応というよりも、いわゆる不登校の児童と生徒、さらには保護者交流の居場所として、極めて大切な施設となっております。

今現在、小学生は4月から30日以上欠席が続いている5年生女子児童1名、中学生は一つの中学校で3年生男子生徒2名、もう一つの中学校で1年生女子生徒が1名、2年生男子生徒が2名、3年生男子生徒が1名の計4名で、中学生全体で2校6名が通所して

いる状況であります。

なお、一つの中学校の4名の生徒につきましては、目下、学校と保護者の連携から、保健室登校や行事参加など、通常の学校生活への復帰プログラムを進めている状況にあります。

教育支援センターとしてのふれあいる一むの必要性につきましては、不登校児童・生徒を対象にして、学校復帰を第一に考えております。指導内容は、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基礎的生活習慣の改善のための相談や適応指導等を行うことです。これは、自立や学校生活への復帰支援と社会的自立を図る上から、欠かすことのできない有効なセクションであると自負いたしております。

いじめの子供も決してだめだとは言っておおりません。けれども、実際にはまだ来にくいのでしょうか。駆け込み寺的な意味も正直なところあります。ですから、いじめの子供が学校には行かない、逃げ場所、駆け込み寺、そういった意味でも活用されることを期待してはだめなのですけれども、利用できます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） いじめと不登校ということで、いじめから少し離れ、不登校ということを出てきたのですけれども、30日以上不登校としていたので、ふれあいる一むに通っている方というのがあるのですが、このふれあいる一むに関係しての質問になりますが、不登校が何日以上にならないと、ふれあいる一むには行けないよとかいうようなことがあるのかどうかについてお聞きしたいと思うのです。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（山口長伸君） ふれあいる一むは、文字どおり、触れ合う部屋です。ですから、不登校でない子供も来ております。1日だけちょっと来て、ちょっとやったら、「行くわ」と言って学校に行く子供もいます。いろいろなタイプがいます。けれども、文部科学省の規定で30日という一つの規定があるものですから、不登校は30日以上というような言い方をします。

あともう一つ、別海町にはないのですけれども、私立のそういう施設もあります。そういったところは、たくさん来れば来るほど営利になるのです。この辺が非常に難しいですね、そこへ行けば行くほど、その施設はもうけるわけですから、非常に学校とは敵同士の関係になります。決して悪い施設ではないのですけれども、最終的にそれで私もけんかをしたことがありました。離したくないと言うのですよね、ですからその辺は教育委員会、学校との違いがあるので、そういう施設は別海町にはないほうがいいかと、私は思っております。今はありません。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 道東では学力が低いということで評価されていて、少しずつ上がってきたということなのですから、まず学力向上が求められているということで、基礎学力をつけるのが大切なことだということなのですから、やはり甘やかしかか甘えとかいう表現だけでは片づけられない、ほっとできる場が子供たちには必要なときもあって、それが1日だけちょっと来て帰っていくというような、自分探しの時間を大切にすることがふれあいる一むかなというふうにして感じました。

ですので、これからも大いに、ふれあいる一むだけで学校に行かなくていいということではないけれども、ふれあいる一むが大切な学校復帰への場のほかに、自分の心を休められる場として活用されるということをお願いして、質問を終わります。



○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。  
これで、一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。  
議案調査のため、9月13日の1日、休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。  
したがって、9月13日の1日、休会とすることに決定しました。

---

#### ◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。  
本日は、これで散会します。  
なお、13日は各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしく願いをいたします。  
議員各位、町長、管理職の皆様、御苦勞さまでございました。

散会 午後 3時05分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員